

| 第93回 定時株主総会 |

招集ご通知

新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申し上げます。
なお、株主総会当日の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は本招集ご通知に同封しております別紙の「第93回定時株主総会 ライブ配信のご案内」をご参照ください。

ご出席株主様へのお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■日時

2023年3月30日（木曜日）午前10時

■場所

川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件

目次

第93回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使等についてのご案内	5
株主総会参考書類	8
第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	15
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	20
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件	27
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	28
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件	29
事業報告	35
連結計算書類	63
計算書類	66
監査報告書	69

(証券コード 4186)

2023年3月8日

株 主 各 位

川崎市中原区中丸子150番地

東京応化工業株式会社

取締役社長 種 市 順 昭

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申しあげます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただきまして、2023年3月29日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第93回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html>

電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、株主総会当日の様様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。詳細は本招集ご通知に同封しております別紙の「第93回定時株主総会 ライブ配信のご案内」をご参照ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

5頁から7頁までに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第93期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要、連結注記表および個別注記表は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tok.co.jp/ir/shareholders/shm.html>) に掲載しております。従って、電子提供措置事項記載書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tok.co.jp/>) と東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス） (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

### 【株主様へのお願い】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止や株主様の安全確保の観点から、株主様の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申し上げます。（詳細は5頁から7頁をご覧ください。）
- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容には、今後も引き続き注視をしていただき、ご自身および周囲への感染防止のために、くれぐれも慎重なご判断をお願い申し上げます。

### 【来場される株主様へのお願い】

- ・ ご来場の株主様におかれましては、会場入り口で検温を行わせていただきます。発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。また、アルコール消毒液の使用とマスクの常時着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございます。予めご了承ください。
- ・ 株主総会会場は、換気させていただきますので、暖かい服装でお越しください。

### 【当社の対応について】

- ・ 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認したうえで参加いたします。
- ・ 運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただくほか、場合により手袋を着用いたします。
- ・ 受付および会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 株主席の間隔を広げ、ご用意できる座席数を大幅に減らしておりますので、ご入場をお断りすることがございます。予めご了承ください。
- ・ 株主総会の議事は、円滑な進行となる方法といたします。
- ・ 株主総会会場は、換気させていただきます。
- ・ 株主控室は設けません。

※ 株主総会当日までの感染拡大の状況等により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tok.co.jp/>）に掲載させていただきます。

以 上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年3月30日(木曜日) 午前10時

**場所** 川崎市中原区中丸子150番地 当社本社 5階会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年3月29日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

## インターネットにより議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
詳細は6頁から7頁をご覧ください。

**行使期限** 2023年3月29日(水曜日) 午後5時30分まで

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため取扱いを休止いたします。)

## (1) パソコンをご利用の方

1 議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしてください。

2 議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」・「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

※次の画面で新しいパスワードを設定します。設定した新しいパスワードは大切に保管してください。

「ログインID」・  
「仮パスワード」を入力

「ログイン」を  
クリック

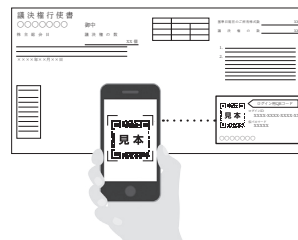
3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## (2) スマートフォンをご利用の方

1 お手持ちのスマートフォンにて議決権行使書副票(右側)に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

※議決権行使書副票に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 画面の案内に従って「賛成」または「反対」を入力の上、「送信」をクリックすると議決権行使は完了です。

3 QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。議決権を再行使される場合は、QRコードの右側に記載の「ログインID」・「仮パスワード」の入力が必要です。

### 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の際の注意点

- ① 書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」・「仮パスワード」をご通知いたします。

### 議決権行使ウェブサイトについて

- ① パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ② 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027 受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、安定的かつ継続的な利益還元を実施するため、DOE（連結純資産配当率）4.0%を目処とした配当を実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

このような方針の下、当事業年度の期末配当につきましては、業績等諸般の事情を勘案するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき82円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、2022年9月にお支払いいたしました1株につき78円の間配当金と合わせて、1株につき160円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金82円 総額3,315,517,644円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性を向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図ることにより、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (条文省略)<br>(機 関)<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人<br>(公告方法)<br>第5条 (条文省略) | 第1章 総 則<br>第1条～第3条 (現行どおり)<br>(機 関)<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(削 除)<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(3) 会計監査人<br>(公告方法)<br>第5条 (現行どおり) |
| 第2章 株 式<br>第6条～第12条 (条文省略)                                                                                                                                 | 第2章 株 式<br>第6条～第12条 (現行どおり)                                                                                                                           |
| 第3章 株主総会<br>第13条～第19条 (条文省略)                                                                                                                               | 第3章 株主総会<br>第13条～第19条 (現行どおり)                                                                                                                         |
| 第4章 取締役および取締役会                                                                                                                                             | 第4章 取締役および <u>取締役会ならびに監査等委員会</u>                                                                                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(員 数)<br/>第20条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)<br/>第21条 (新 設)</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(員 数)<br/>第20条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)<br/>第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第24条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                | <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                 |
| <p>(取締役会)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役会)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集は、各取締役に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>                                                       |
| <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                          | <p>(<u>監査等委員会</u>)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p>                                |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                              | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第29条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>                                                                              | <p>(取締役会規程)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>                        |
| <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                      | <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                     | 変 更 案        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>                                                                | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>(員 数)</u></p>                                                                         | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                                         |              |
| <p><u>(選 任)</u></p>                                                                         | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第30条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> |              |
| <p><u>(任 期)</u></p>                                                                         | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                    |              |
| <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p>                        |              |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p>                                                                       | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                               |              |
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                         | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                 |              |
| <p><u>(監査役会)</u></p>                                                                        | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第34条 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>    |              |
| <p>② <u>監査役会の招集は、各監査役に対して、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>              |              |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>                                                                      | <p>(削 除)</p> |
| <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                       |              |

| 現 行 定 款                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>                                                                                           | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                                                               |
| <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>第6章 会計監査人</p>                                                                                                      | <p>第5章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(選 任)</p>                                                                                                          | <p>(選 任)</p>                                                                                                                                                                                                               |
| <p>第37条 (条文省略)</p>                                                                                                    | <p>第33条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(任 期)</p>                                                                                                          | <p>(任 期)</p>                                                                                                                                                                                                               |
| <p>第38条 (条文省略)</p>                                                                                                    | <p>第34条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(報酬等)</p>                                                                                                          | <p>(報酬等)</p>                                                                                                                                                                                                               |
| <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>                                                                    | <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>第7章 計 算</p>                                                                                                        | <p>第6章 計 算</p>                                                                                                                                                                                                             |
| <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>                                                                                               | <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                   |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                          | <p>附 則</p>                                                                                                                                                                                                                 |
|                                                                                                                       | <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>                                                                                                                                                                                           |
|                                                                                                                       | <p>① 当社は、第93回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 第93回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（10名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。


なお、取締役候補者の選任につきましては、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しております。


本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものとしていたします。


取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 現在の地位            | 現在の担当                      | 属性         |
|-------|--------------------|------------------|----------------------------|------------|
| 1     | たねいち のりあき<br>種市 順昭 | 代表取締役社長<br>取締役社長 | 執行役員社長                     | 再任         |
| 2     | さとう はるとし<br>佐藤 晴俊  | 取締役              | —                          | 再任         |
| 3     | なるみ ゆうすけ<br>鳴海 裕介  | 取締役              | 執行役員<br>新事業開発本部長           | 再任         |
| 4     | どい こうすけ<br>土井 宏介   | 取締役              | 常務執行役員<br>営業本部部長<br>開発本部部長 | 再任         |
| 5     | くりもと ひろし<br>栗本 弘嗣  | 取締役              | —                          | 再任 社外 独立役員 |
| 6     | やまもと ひろたか<br>山本 浩貴 | —                | 執行役員<br>経営企画本部長            | 新任         |




| 候補者番号   | 氏名 (生年月日)                                                                                                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>再任 |  <p>たねいち のりあき<br/><b>種市 順昭</b><br/>(1962年11月23日生)</p>                      | 1986年 4月 当社入社<br>2009年 6月 当社営業開発部長<br>2011年 6月 当社新事業開発部長<br>2015年 6月 当社執行役員新事業開発室副室長<br>2017年 6月 当社取締役兼執行役員新事業開発室長<br>2019年 1月 当社代表取締役取締役社長兼執行役員社長<br>現在に至る | 24,700株    |
|         | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>種市順昭氏は、代表取締役取締役社長に就任後、グループトップとして当社グループの経営を牽引し、中長期計画等の諸施策を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                             |            |

| 候補者番号   | 氏名 (生年月日)                                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2<br>再任 |  <p>さとう はるとし<br/><b>佐藤 晴俊</b><br/>(1961年 6月 1日生)</p>                                                                                                             | 1984年 4月 当社入社<br>2004年 4月 当社品質保証部長<br>2007年 4月 当社先端材料開発二部長<br>2008年 4月 当社先端材料開発一部長<br>2009年 6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発三部長<br>2011年 6月 当社執行役員開発本部副本部長兼先端材料開発一部長<br>2012年 6月 当社取締役兼執行役員開発本部長<br>2017年 6月 当社取締役兼常務執行役員開発本部長<br>2019年 3月 当社取締役兼専務執行役員開発本部長<br>2022年 3月 当社取締役<br>現在に至る | 18,600株    |
|         | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤晴俊氏は、米国子会社での駐在、品質保証および製品開発の責任者等を経て、開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の事業特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への有益な助言により取締役会の監督機能の強化を図ることが期待できると判断したため、業務執行を行わない取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号   | 氏名(生年月日)                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3<br>再任 | <br>なるみ ゆうすけ<br><b>鳴海 裕介</b><br>(1965年12月2日生)                                                                                           | 1988年4月 当社入社<br>2012年6月 当社市場開発部長<br>2019年1月 当社パネル材料営業部長<br>2019年4月 当社イメージングマテリアル営業部長<br>2020年3月 当社執行役員新事業開発本部長<br>2021年3月 当社取締役兼執行役員新事業開発本部長<br>現在に至る | 7,178株     |
|         | 取締役候補者とした理由<br>鳴海裕介氏は、中国事務所での駐在、主力製品の販売・マーケティングの責任者等を経て、新事業開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の既存事業分野のみならず、新規事業分野に精通しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                       |            |

| 候補者番号   | 氏名(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4<br>再任 | <br>どい こうすけ<br><b>土井 宏介</b><br>(1962年5月10日生)                                                                                                          | 1986年4月 当社入社<br>2009年6月 当社先端材料開発一部長<br>2011年6月 TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役社長<br>2016年6月 当社執行役員 (TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. 取締役社長)<br>2019年1月 当社執行役員新事業開発本部長<br>2020年3月 当社常務執行役員営業本部長<br>2022年3月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼開発本部長<br>現在に至る<br>(重要な兼職の状況)<br>長春應化(常熟)有限公司 董事 | 10,708株    |
|         | 取締役候補者とした理由<br>土井宏介氏は、米国子会社の取締役社長、新事業開発本部長、営業本部長および開発本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社の既存事業分野のみならず、新規事業分野に精通していることに加え、当社の事業特性・顧客を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |

| 候補者番号                 | 氏名(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5<br>再任<br>社外<br>独立役員 | <br>くりもと ひろし<br><b>栗本 弘嗣</b><br>(1947年8月26日生)                                                                                                                                 | 1970年4月 オイレス工業株式会社入社<br>1999年6月 同社取締役<br>2003年6月 同社取締役常務執行役員<br>2006年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員<br>2011年6月 同社代表取締役会長<br>2014年6月 当社取締役(社外取締役)<br>現在に至る<br>オイレス工業株式会社 取締役相談役<br>2015年6月 同社相談役<br>2016年6月 同社顧問<br>(社外取締役在任年数)<br>8年9カ月(本総会終結時) | 1,000株     |
|                       | 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>栗本弘嗣氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、また、指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことが期待できると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                      |            |

| 候補者番号   | 氏名(生年月日)                                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6<br>新任 | <br>やまもと ひろたか<br><b>山本 浩貴</b><br>(1970年1月14日生)                                                                                               | 1992年4月 当社入社<br>2013年2月 TOK尖端材料株式会社工場長<br>2019年3月 当社経営企画本部副本部長<br>2020年3月 当社執行役員経営企画本部長<br>現在に至る | 5,187株     |
|         | 取締役候補者とした理由<br>山本浩貴氏は、米子会社での駐在、韓国子会社の工場長等を経て、経営企画本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験するとともに、当社グループの中長期計画等の策定責任者を務め、当社の事業戦略・事業特性を熟知しており、取締役会における重要な意思決定、他の取締役の業務執行の監督等に必要かつ十分な見識を備えていることから、当社の経営への貢献を期待できると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                  |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 栗本弘嗣氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、佐藤晴俊および栗本弘嗣の両氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、両氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定しており、また、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものとしていたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                  | 現在の地位 | 現在の担当 | 属性         |
|-------|---------------------|-------|-------|------------|
| 1     | とくたけ のぶ お<br>徳竹 信生  | 常勤監査役 | —     | 新任         |
| 2     | せきぐち のり こ<br>関口 典子  | 取締役   | —     | 新任 社外 独立役員 |
| 3     | いちやなぎ かず お<br>一柳 和夫 | 取締役   | —     | 新任 社外 独立役員 |
| 4     | あんど う ひさし<br>安藤 尚   | 取締役   | —     | 新任 社外 独立役員 |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                | 氏名(生年月日)                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">新任</p>                                                                                                 | <div style="text-align: center;">  <p>とくたけ のぶ お<br/><b>徳竹 信生</b><br/>(1961年4月2日生)</p> </div> | <p>1984年4月 当社入社</p> <p>2003年10月 台湾東應化股份有限公司 董事長兼總經理</p> <p>2007年4月 当社品質保証部長</p> <p>2009年6月 当社生産管理統括部長兼品質保証部長</p> <p>2013年6月 当社執行役員材料事業本部副本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役兼執行役員材料事業本部長</p> <p>2020年3月 当社常勤監査役<br/>現在に至る</p> | <p style="text-align: center;">4,000株</p> |
| <p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>徳竹信生氏は、製品開発、米国子会社での駐在、台湾子会社の董事長兼總經理等を経て、材料事業本部長に就任するなど、当社グループ内の要職を経験し、当社グループの事業特性・顧客を熟知していることに加え、当社における監査役の経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待できると判断したため、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                    |                                           |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名（生年月日）                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p>                                                   | <div style="text-align: center;">  <p>せきぐち のりこ<br/><b>関口 典子</b><br/>(1964年1月23日生)</p> </div> | <p>1994年3月 公認会計士登録<br/>2002年1月 公認会計士再登録<br/>2010年11月 関口公認会計士事務所（現関口典子公認会計士事務所）<br/>所長<br/>現在に至る<br/>2011年4月 独立行政法人国際協力機構 契約監視委員<br/>2011年7月 独立行政法人国際協力機構 外部審査委員<br/>2012年7月 税理士登録<br/>2015年6月 当社取締役（社外取締役）<br/>現在に至る<br/>2019年1月 ちふれホールディングス株式会社 執行役員<br/>2021年6月 王子ホールディングス株式会社 監査役（社外監査役）<br/>現在に至る<br/>2022年6月 菱電商事株式会社 監査役（社外監査役）<br/>現在に至る<br/>2022年7月 独立行政法人国際協力機構 監事<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>関口典子公認会計士事務所 所長<br/>王子ホールディングス株式会社 監査役（社外監査役）<br/>菱電商事株式会社 監査役（社外監査役）<br/>独立行政法人国際協力機構 監事<br/>(社外取締役在任年数)<br/>7年9カ月（本総会終結時）</p> | 500株       |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>関口典子氏は、公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験を有し、これらをもとに、複数の上場企業の不正経理に関する外部委員を務められるなど、内部統制にも精通されていることから、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことが期待できると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名（生年月日）                                                                                                                                                                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p> | <div style="text-align: center;">  <p>いちやなぎ かず お<br/><b>一柳 和夫</b><br/>(1953年9月26日生)</p> </div> | <p>1977年 3月 帝国通信工業株式会社入社<br/> 2005年 4月 同社執行役員開発部管掌兼開発部長<br/> 2008年 4月 同社執行役員開発技術統括技術管理部管掌<br/> 2008年12月 同社執行役員開発技術統括<br/> 2009年 6月 同社取締役執行役員開発技術統括<br/> 2009年10月 同社取締役執行役員開発本部統括<br/> 2010年 6月 同社代表取締役社長<br/> 2019年 6月 同社取締役相談役<br/> 2020年 3月 当社取締役（社外取締役）<br/> 現在に至る</p> <p style="text-align: right;">(社外取締役在任年数)<br/>3年（本総会終結時）</p> | 1,000株     |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>一柳和夫氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことが期待できると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>                      |                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 氏名（生年月日）                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--|
| <p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</p> |  <p style="text-align: center;">あんど ひさし<br/><b>安藤 尚</b><br/>(1955年2月7日生)</p> | <p>1979年4月 ソニーケミカル株式会社（現デクセリアルズ株式会社）入社</p> <p>2006年10月 ソニーケミカル&amp;インフォメーションデバイス株式会社（現デクセリアルズ株式会社）Corporate Executive鹿沼事業所長</p> <p>2007年12月 同社執行役員鹿沼事業所長</p> <p>2010年4月 同社取締役鹿沼事業所長</p> <p>2012年9月 デクセリアルズ株式会社取締役執行役員、開発技術部門長、鹿沼事業所長</p> <p>2014年4月 同社取締役上席執行役員、開発技術部門長、新規事業企画推進・資材担当</p> <p>2016年4月 同社取締役常務執行役員、生産・技術全般、コーポレートR&amp;D部門長</p> <p>2016年6月 同社代表取締役専務執行役員、コーポレートR&amp;D部門長</p> <p>2019年1月 同社代表取締役専務執行役員</p> <p>2019年6月 同社取締役常務執行役員社長補佐</p> <p>2020年3月 同社取締役常務執行役員社長補佐、Dexerials America Corporation 社長</p> <p>2020年6月 同社技術顧問</p> <p>2022年3月 当社取締役（社外取締役）<br/>現在に至る</p> <p>2022年9月 AeroEdge株式会社 取締役（社外取締役）<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>AeroEdge株式会社 取締役（社外取締役）<br/>(社外取締役在任年数)<br/>1年（本総会終結時）</p> | 1,000株     |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                               | <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>安藤 尚氏は、上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営監督および監査をしていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただき、また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことが期待できると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 関口典子、一柳和夫および安藤 尚の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、現行定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、徳竹信生、関口典子、一柳和夫および安藤 尚の各氏と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。なお、関口典子、一柳和夫および安藤 尚の各氏の選任が承認された場合、当社は、当該契約を継続する予定であります。また、徳竹信生氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 当社取締役を求めるスキルおよび経験 (第93回定時株主総会終結後の予定)

| 氏名    | 地位               | 社外 | 指名報酬<br>諮問委員会 | スキルおよび経験               |                |                |                               |       |       |       |
|-------|------------------|----|---------------|------------------------|----------------|----------------|-------------------------------|-------|-------|-------|
|       |                  |    |               | 他社グループ<br>における<br>経営経験 | 研究開発・<br>技術・生産 | 営業・マー<br>ケティング | 法務・コンプラ<br>イアンス・リス<br>クマネジメント | 財務・会計 | グローバル | 人事・労務 |
| 種市 順昭 | 代表取締役<br>取締役社長   |    | ●             |                        | ●              | ●              |                               |       | ●     |       |
| 佐藤 晴俊 | 取締役              |    |               |                        | ●              |                |                               |       | ●     |       |
| 鳴海 裕介 | 取締役              |    |               |                        | ●              | ●              |                               |       | ●     |       |
| 土井 宏介 | 取締役              |    |               |                        | ●              | ●              |                               |       | ●     |       |
| 山本 浩貴 | 取締役              |    |               |                        | ●              |                |                               |       | ●     |       |
| 栗本 弘嗣 | 取締役              | ●  | ●             | ●                      | ●              | ●              | ●                             |       | ●     | ●     |
| 徳竹 信生 | 取締役<br>(常勤監査等委員) |    |               |                        | ●              |                |                               |       | ●     |       |
| 関口 典子 | 取締役<br>(監査等委員)   | ●  | ●             | ●                      |                |                |                               | ●     |       |       |
| 一柳 和夫 | 取締役<br>(監査等委員)   | ●  | ●             | ●                      | ●              | ●              |                               |       | ●     |       |
| 安藤 尚  | 取締役<br>(監査等委員)   | ●  | ●             | ●                      | ●              | ●              |                               |       |       |       |

(注) 上記一覧表は、取締役候補者の有する全てのスキルおよび経験を表すものではありません。

(ご参考) 社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性基準を定めており、社外役員が以下のいずれにも該当しない場合は、独立性を有するものとみなします。

- a. 当社または当社の連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務執行者。または、その就任前10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者。
- b. 当社グループを主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者。
- c. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者。
- d. 当社グループの主要な借入先（注3）またはその業務執行者。
- e. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます）。
- f. 過去3年間に於いて上記b.からe.に該当していた者。
- g. 当社グループから過去3年間の平均で年間3百万円以上の寄付を受け取っている者。
- h. 当社グループの主要株主（注5）またはその業務執行者。
- i. 社外役員の相互就任関係（注6）となる他の会社の業務執行者。
- j. 配偶者および二親等内の親族が上記a.からi.のいずれかに該当する者。
- k. 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る事由が存在すると認められる者。

注1：当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいいます。

注2：当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービス等を提供している取引先であって、取引額が過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいいます。

注3：当社グループの主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先である金融機関をいいます。

注4：多額の金銭その他の財産とは、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該コンサルタント、会計専門家、法律専門家の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいいます（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、過去3年間の平均で年間1千万円以上かつ直近事業年度における当該団体の年間連結売上高の2%を超える経済価値を有する財産をいいます）。

注5：主要株主とは、議決権保有割合が10%以上の株主をいいます。

注6：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいいます。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額は、2020年3月27日開催の第90回定時株主総会において、基本報酬、業績連動賞与それぞれについて個別の総額の上限を設定することとし、基本報酬を年額4億50百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）、業績連動賞与を年額2億20百万円以内とする旨、また、2022年3月30日開催の第92回定時株主総会において、当社社外取締役の報酬額を年額80百万円以内に改定する旨をそれぞれご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬を年額3億70百万円以内（うち、社外取締役分は年額40百万円以内）とし、また、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。）の業績連動賞与を年額1億80百万円以内と設定することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、上記の報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬および賞与を含むものいたします。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものであり、また、本議案は、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を経ていることから、取締役会は相当なものであると判断しております。

現在の取締役は10名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名、業務執行を行わない取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任および経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内と設定することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬は、定額報酬としての基本報酬のみといたします。

本議案の内容は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載の変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿って監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものであり、また、本議案は、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を経ていることから、取締役会は相当なものであると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。）に対する株式報酬制度の内容決定の件

### 1. 提案の理由

当社は、2020年3月27日開催の第90回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、基本報酬および業績連動賞与とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して、「業績連動型株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権および納税資金確保のための金銭の総額を1事業年度当たり58,000株に交付時株価（※）を乗じた額以内として設定するとともに、「譲渡制限付株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億50百万円以内として設定する旨をご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る報酬枠を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役、社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、下記2の「業績連動型株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権および納税資金確保のための金銭の総額を1事業年度当たり47,000株に交付時株価（※）を乗じた額以内として設定するとともに、下記3の「譲渡制限付株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億20百万円以内として設定し、株式報酬制度を継続することにつきご承認をお願いしたいと存じます。なお、上記の各報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含むものといたします。

本議案における株式報酬制度の目的や基本的な仕組み自体は、2020年3月27日開催の第90回定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬制度の内容と同様であること、本議案の内容は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載の変更後の当社における取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿って対象取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものであり、また、本議案は、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会における審議を経ていることから、取締役会は相当なものであると判断しております。

この報酬枠は、現在の株式報酬制度の報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしている金銭報酬枠とは別枠で設定するものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。



- (※) 業績評価期間終了後における、業績連動型株式報酬制度に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額といたします。

## 2. 業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度1」といいます。）の詳細

### (1) 本制度1の概要

本制度1は、対象取締役に對し、当社の複数（2年から5年までの間で当社が定めるもの）といたします。）の事業年度からなる業績評価期間（以下、「業績評価期間」といいます。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会において予め設定し、当該数値目標の達成率等に應じた数の当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）交付のための金銭報酬債権および当社株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭（以下、「納税目的金銭」といいます。）を、業績評価期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度であります。従って、対象取締役への当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。なお、本制度1は、上記数値目標の達成率等に應じて当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭を支給するものであることから、本制度1の導入時点では、各対象取締役に對してこれらを支給するか否か、交付する当社株式の数（以下、「交付株式数」といいます。）ならびに当社株式交付のための金銭報酬債権および納税目的金銭の額はいずれも確定しておりません。

業績評価期間は、2022年12月31日に終了する事業年度から2024年12月31日に終了する事業年度までの3事業年度であり、業績評価期間終了後も本總會でご承認いただいた範囲内で、本制度1を継続できるものといたします。

### (2) 本制度1の仕組み

本制度1の具体的な仕組みは、以下のとおりであります。

- ① 当社は、本制度1において使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定いたします。
- ② 当社は、業績評価期間満了後、当該業績評価期間における各数値目標の達成率等に應じ、各対象取締役に割り当てる当社株式の数および支給する金銭の額を決定いたします。
- ③ 当社は、上記②で決定された各対象取締役に割り当てる当社株式の数に應じて、各対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、本制度1に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社株式の割当てを受けます。なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

- ④ 上記③の当社株式の割当てに伴い、各対象取締役が納税費用が発生するため、当社は、各対象取締役に対し、納税資金確保のため、上記金銭報酬債権に加えて、上記②で決定された額の金銭（納税目的金銭）を支給いたします。
- ⑤ 各対象取締役に対する株式交付の要件その他詳細は、当社取締役会で定めるところによるものといたします。

(3) 対象取締役に交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し（ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものといたします。）、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭（納税目的金銭）の額を算定いたします。

① 各対象取締役に交付する当社株式の数

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

② 各対象取締役に支給する金銭の額

（基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）－上記①で算定した当社株式の数）  
×交付時株価（※3）

（※1） 各対象取締役の役位に応じて、当社取締役会において決定いたします。

（※2） 業績評価期間の各数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から200%の範囲で算定されます。

（※3） 業績評価期間終了後における、本制度1に基づく当社株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直前取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額といたします。

上記②③の金銭報酬債権および上記②④の金銭（納税目的金銭）の総額は、1事業年度当たり、47,000株に交付時株価を乗じた金額を上限といたします。また、当社が対象取締役に本制度1に基づき割り当てる当社株式の総数は、1事業年度当たり23,500株を上限といたします（1事業年度分として、2022年12月31日現在の発行済株式総数42,600,000株の約0.06%に相当します。）。

なお、上記①の計算式に基づき算定される数の当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。



その他、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約等、当社取締役会が定める組織再編等（以下、「重要組織再編等」といいます。）に関する事項が当社株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該重要組織再編等の効力発生日が本制度1に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、当該重要組織再編等の効力発生日において、対象取締役に対して、取締役会において定める合理的な方法に基づき調整した金銭を支給いたします。

また、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて本制度1に基づき割り当てる株式の総数の調整を必要とする場合には、当該分割または併合の比率等に応じて、上記金銭の額の計算の基礎となる当社株式の数および対象取締役に割り当てる当社株式の総数を調整するものいたします。

#### (4) 対象取締役に対する当社株式の交付要件

本制度1において、業績評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合には、各対象取締役に対し上記(3)記載の算定方法に従い当社株式の交付および金銭の支給を行います。当社が当社株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社株式を支給する対象となる取締役および当該株式発行または自己株式の処分に係る募集要項は、業績評価期間経過後の当社取締役会において決定いたします。

- ① 業績評価期間中に対象取締役が継続して当社の取締役として在任したこと（※）
- ② 当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

（※） 対象取締役が業績評価期間中に退任する場合においては、業績評価期間における退任時までの在任期間に応じて取締役会において定める合理的な方法に基づき按分したユニット数に応じた当社株式および金銭を交付、支給いたします。また、業績評価期間中に新たに就任した取締役についても、在任期間に応じて按分したユニット数に応じた当社株式および金銭を交付、支給いたします。

### 3. 譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度2」といいます。）の詳細

#### (1) 本制度2の概要

本制度2は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当てを受ける制度であります。

なお、当社株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける各対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。また、本制度2による当社株式の発行または処分にあたりましては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

## (2) 譲渡制限付株式の総数

本制度2に基づき当社が1事業年度に支給する金銭報酬債権の総額は年額1億20百万円以内とし、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該事業年度において当社より割当てを受ける当社株式の数は47,000株を上限といたします（1事業年度分として、2022年12月31日現在の発行済株式総数42,600,000株の約0.11%に相当します。）。ただし、当社株式の割当てを行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる当社株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる株式の数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。また、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができます。

## (3) 本割当契約の概要

本割当契約の概要は、以下のとおりであります。

### ① 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年から30年までの間で当社取締役会が予め定める譲渡制限期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）の間は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。

### ② 退任時または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位で当社取締役会が予め定める地位（以下、「本地位」といいます。）のいずれをも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡等当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### ③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して本地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡等、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡

制限期間が満了する前に本地位のいずれをも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、重要組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該重要組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該重要組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該重要組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、この場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ その他取締役会で定める事項

その他の事項は、当社取締役会において定めるものとする。

（ご参考）

当社は、2020年3月27日開催の第90回定時株主総会において「業績連動型株式報酬制度」および「譲渡制限付株式報酬制度」の導入についてご承認いただいた後、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても「業績連動型株式報酬制度」および「譲渡制限付株式報酬制度」を導入しており、同制度を継続する予定であります。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症、ロシア・ウクライナ情勢の影響や、急激に進む物価上昇を背景にした各国の政策金利の上昇による金融環境の不透明感が続いたものの、総じて緩やかな持ち直しの動きが継続しました。

当社グループ製品の主な需要先であります半導体やディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場においては、スマートフォンやパソコンの需要が前年度を下回る水準となったものの、5GやIoT等の普及に加え、データサーバーの需要増加等が市場を牽引し、半導体需要は前年を上回りました。

このような情勢下において当社グループは、「豊かな未来、社会の期待に化学で応える“The e-Material Global Company<sup>®</sup>”」という経営ビジョンの下、2022年度を初年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2024」のスローガンとして「Boost up TOK!!」を掲げ、「先端レジストのグローバルシェア向上」、「電子材料および新規分野でのコア技術の獲得/創出」、「高品質製品の安定供給とグループに最適な生産体制の構築」、「従業員エンゲージメントを向上させ人を活かす経営の推進」、「健全で効率的な経営基盤の整備」という5つの全社戦略を推進することで、2030年に向けた長期ビジョン「TOK Vision 2030」の実現に向け総力をあげて取り組んでまいりました。

まず、当連結会計年度においては、多様化する顧客ニーズに迅速に応える体制を整えるため、営業と開発の連携強化や開発部門の組織改編を行い、先端レジストのグローバルシェアの向上と電子材料分野および新規分野でのコア技術の獲得/創出に向けた活動を推進してまいりました。

次に、将来の半導体需要増加を見据えて、人材の確保・育成等の人的資本投資の実施や海外拠点の供給体制を整備したほか、国内の主力生産拠点である郡山工場に新検査棟を建設し検査能力を拡充したことに加え、熊本県菊池市に工場用地を取得するなど、当社製品のさらなる高品質化とグローバルな生産体制の強化を図ってまいりました。また、原材料調達リスクにも備えるべくサプライチェーンマネジメントに注力し、安定した供給体制の維持・向上に努めてまいりました。

さらに、従業員エンゲージメント向上に向けた活動として、人事制度改革を実施するとともに働き方改革を推進し、従業員が能力を最大限発揮して働くことができる体制を整えたほか、経営陣が従業員エンゲージメントを強く意識するべく、役員報酬の評価軸に従業員エンゲージメント指標を取り入れるなど、人を活かす経営を推進してまいりました。

また、急激に変化する経営環境に対応するべく、当社グループにおけるリスク管理やコンプライア

ンス体制等について、経営レベルでの協議を充実させたほか、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同を表明するとともに「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言するなど、社会的課題である温室効果ガス排出量削減に向け活動を加速させてまいりました。加えて、「健康経営宣言」を策定し、従業員の健康の維持・増進のため、従来の取組みの強化や拡充・実行をしたほか、業務効率化を推進する専門組織を新設し、社内におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を加速するなど、経営基盤強化に向けた諸施策を講じてまいりました。

さらに、装置事業（一部を除く）をAIメカテック株式会社に譲渡するとともに、当社が同社株式を取得することで強固な関係を構築し、当社材料事業との協業によりM&E（Materials & Equipment）戦略のさらなる発展を目指してまいります。

なお、東京証券取引所における新市場区分について当社はプライム市場へ移行いたしました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、1,754億34百万円（前年度比25.3%増）となりました。利益面におきましては、原材料価格の高騰による影響を受けたものの、営業活動の成果に加え、高付加価値製品の売上増加、円安に推移した為替の効果もあり、営業利益は301億81百万円（同45.8%増）、経常利益は309億66百万円（同42.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は196億93百万円（同11.0%増）となり、売上、利益ともに3期連続で過去最高を更新することができました。

事業別売上の概況は、次のとおりであります。

#### 【材料事業】

当事業の内部取引を除いた売上高は、1,703億29百万円（前年度比23.7%増）となりました。これは、エレクトロニクス機能材料、高純度化学薬品の販売が好調に推移したことが主な要因であります。

|             | 前連結会計年度    | 当連結会計年度    | 増減額       | 増減率    |
|-------------|------------|------------|-----------|--------|
| 材料事業<br>売上高 | 137,725百万円 | 170,329百万円 | 32,604百万円 | 23.7%増 |

部門別の概況は、次のとおりであります。

#### 〔エレクトロニクス機能材料部門〕

当部門の売上高は、前年度を大幅に上回る918億68百万円（同15.6%増）となりました。これは、堅調なレガシー半導体需要に加え、最先端半導体プロセスに使用される半導体用フォトレジストや高密度実装材料の販売が好調に推移し、売上が増加したことが主な要因であります。

#### 〔高純度化学薬品部門〕

当部門の売上高は、前年度を大幅に上回る774億60百万円（同34.0%増）となりました。これは、継続的な営業活動の成果や最先端半導体プロセス向けの需要が好調に推移したことにより、半導体用フォトレジスト付属薬品の売上が大幅に増加したことが主な要因であります。



## 【装置事業】

### [プロセス機器部門]

当部門の内部取引を除いた売上高は、前年度を上回る51億5百万円（前年度比119.1%増）となりました。これはウエハハンドリングシステム「ゼロニュートン<sup>®</sup>」等の受注済み製品の検収が進んだことが主な要因であります。

|             | 前連結会計年度  | 当連結会計年度  | 増減額      | 増減率     |
|-------------|----------|----------|----------|---------|
| 装置事業<br>売上高 | 2,329百万円 | 5,105百万円 | 2,775百万円 | 119.1%増 |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は145億14百万円であり、事業別の設備投資につきましては、次のとおりであります。

### ① 材料事業

当社郡山工場における新検査棟および関連設備、熊本県菊池市の工場用地取得等を中心に、140億22百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末現在継続中の主要な設備投資は、郡山工場における新検査棟の関連設備、熊本県菊池市の工場用地に関連する施設および設備であります。

### ② 装置事業

当社湘南事業所における研究開発投資を中心に、1億35百万円の設備投資を実施いたしました。

### ③ 全社（共通）

情報システム関連機器等を中心に、3億56百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には特記すべき資金調達はありません。

## (4) 企業再編等の状況

### ① 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2023年3月1日を効力発生日として、当社の装置事業（一部を除く）を、2022年12月16日付で設立した当社の完全子会社であるプロセス機器事業分割準備株式会社に吸収分割により承継させたうえで、同社株式の全てをAIメカテック株式会社に譲渡することを予定しております。

### ② 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2023年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である熊谷応化株式会社を当社に吸収合併することを予定しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、2030年に向けた長期ビジョン「TOK Vision 2030」の達成に向けて、2022年度を初年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2024」を策定し、「Boost up TOK!!」をスローガンに掲げ、5つの全社戦略を中心に推進してまいります。

### ① 先端レジストのグローバルシェア向上

当社グループの成長ドライバーである先端レジストのグローバルシェア向上のため、徹底した顧客目線で課題解決に取り組みます。特に、半導体の微細加工技術と3次元化技術の進化を、当社グループのコア技術である微細化技術・高純度化技術を最大限活用することで牽引してまいります。あわせて、パッケージング技術、光をコントロールする技術、表面をコントロールする技術についても最新技術を先取りし、様々なニーズに応えてまいります。これらにより、顧客の価値創造プロセスに貢献できる新たな付加価値を技術、品質、環境の切り口で提供してまいります。

### ② 電子材料および新規分野でのコア技術の獲得/創出

今後10年、さらにその先の100年企業を見据え、現在の事業の柱であるフォトレジストと高純度化学薬品に並び立つ事業を長期視点で創出してまいります。半導体の既存市場だけでなく、周辺領域や異業種といったステークホルダーの皆様とともに新規テーマを創出することで技術ポートフォリオを積み上げ、製品ポートフォリオ、事業ポートフォリオの変革へと展開してまいります。

### ③ 高品質製品の安定供給とグループに最適な生産体制の構築

外部環境の激しい変化に適応するとともに、グローバル拠点をシームレスに最大限活用することに加え、サプライチェーンの最適化と強化を進めてまいります。特に、製品分野や顧客要望に応じた最適なモデルを組み合わせることで、異次元に進化し始めた半導体産業のニーズに迅速・的確に応えてまいります。また、将来を見据え、人や環境に配慮した合理的な設備と生産体制による高い生産効率を実現していくとともに、さらなる高純度化技術の確立と、脱炭素をはじめとする環境負荷の低減に取り組んでまいります。

### ④ 従業員エンゲージメントを向上させ人を活かす経営の推進

会社と従業員がパートナーとして共に前進できる経営を実現するべく、各個人が持つ能力を最大限に発揮できる土壌づくりを進めてまいります。従業員一人ひとりの幸福度の追求を根底に据え、仕事へのやりがいや喜びに繋がるサポートの拡充および仕組みづくりを推進するとともに、生産性向上に向けた環境整備に注力してまいります。これらにより、グループ全体でのエンゲージメント向上を図り、持続的な企業価値の向上に繋げてまいります。

#### ⑤ 健全で効率的な経営基盤の整備

①から④の戦略を最大限のパフォーマンスで遂行し、当社グループの持続的な企業価値向上に繋げるため、さらなる経営基盤の整備に取り組んでまいります。コンプライアンスや情報・リスク管理、グループガバナンスの水準をさらに高めるとともに、自動化やデータ活用に向けたデジタル環境の整備にも取り組むことで、外部環境の激しい変化に対応してまいります。また、バランスシートマネジメントへの取組みをグループ全体で推進し、資本効率のさらなる向上を図ることで、キャッシュ創出力の最大化に繋げてまいります。これらにより、当社グループの持続的成長と株主の皆様への安定的な利益還元を両立し、企業価値向上に繋げてまいります。これらに加えて、経営の透明性向上と意思決定の迅速化を図り、国内外のステークホルダーの期待に、よりの確にこたえる体制の構築を目指してまいります。

当社グループは、「自由闊達」、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」という経営理念の下、高付加価値製品の創出を通じた社会への貢献と企業価値の向上に取り組むとともに、従業員の健康・安全と安定的な生産・販売体制維持の両立に努め、顧客への供給責任と社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考)

「TOK Vision 2030」の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.tok.co.jp/content/download/7150/105618/file/200807\\_2.pdf](https://www.tok.co.jp/content/download/7150/105618/file/200807_2.pdf)) に掲載しております。

「tok中期計画2024」の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト ([https://www.tok.co.jp/content/download/7302/107652/file/account\\_2112\\_3.pdf](https://www.tok.co.jp/content/download/7302/107652/file/account_2112_3.pdf)) に掲載しております。



## (6) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第 90 期<br>自 2019年 1月 1日<br>至 2019年12月31日 | 第 91 期<br>自 2020年 1月 1日<br>至 2020年12月31日 | 第 92 期<br>自 2021年 1月 1日<br>至 2021年12月31日 | 第 93 期<br>(当連結会計年度)<br>自 2022年 1月 1日<br>至 2022年12月31日 |
|---------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 102,820                                  | 117,585                                  | 140,055                                  | 175,434                                               |
| 営 業 利 益 (百万円)             | 9,546                                    | 15,589                                   | 20,707                                   | 30,181                                                |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 9,707                                    | 16,129                                   | 21,664                                   | 30,966                                                |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | 5,410                                    | 9,926                                    | 17,748                                   | 19,693                                                |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益        | 130円02銭                                  | 239円42銭                                  | 430円73銭                                  | 489円56銭                                               |
| 純 資 産 (百万円)               | 151,733                                  | 159,994                                  | 165,190                                  | 180,960                                               |
| 総 資 産 (百万円)               | 186,486                                  | 201,185                                  | 217,264                                  | 238,075                                               |

- (注) 1. 第91期につきましては、堅調な半導体市場を背景に、過去最高の売上高となりました。また、利益面におきましては、高付加価値製品の売上増加に加え、原油価格下落に伴う原材料費低減や減価償却費等の経費減少により、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも過去最高益を更新いたしました。
2. 第92期につきましては、好調な半導体市場を背景に、2期連続で過去最高の売上高となりました。また、利益面におきましても、原油価格高騰により経費増加したものの、営業活動の成果や高付加価値製品の売上増加により、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は2期連続で過去最高益を更新いたしました。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第93期の期首から適用しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年12月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                            | 資本金        | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                    |
|--------------------------------|------------|---------|--------------------------------------------|
| TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC. | 2,000万米ドル  | 100%    | フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売 |
| 台湾東應化股份有限公司                    | 7,050万台湾ドル | 70%     | フォトレジスト等の製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の開発、製造および販売 |
| 長春應化(常熟)有限公司                   | 6,041万中国元  | 51%     | フォトレジスト付属薬品の製造および販売                        |
| TOK先端材料株式会社                    | 900億韓国ウォン  | 90%     | フォトレジストの開発、製造および販売ならびにフォトレジスト付属薬品の販売       |
| 上海帝奥科電子科技有限公司                  | 3,937万中国元  | 70%     | フォトレジストおよびフォトレジスト付属薬品の販売                   |

(注) 上海帝奥科電子科技有限公司は、売上高における重要性が高まりましたため、重要な子会社とすることにいたしました。

(8) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループが製造および販売する主要製品は、次のとおりであります。

① 材料事業

| 部門           | 主要製品                            | 主な用途                           |
|--------------|---------------------------------|--------------------------------|
| エレクトロニクス機能材料 | フォトレジスト被膜形成用塗布液                 | 半導体・ディスプレイ・電子部品製造用             |
| 高純度化学薬品      | フォトレジスト付属薬品<br>無機化学薬品<br>有機化学薬品 | 半導体・ディスプレイ・電子部品製造用、化粧品用および化学薬品 |

② 装置事業

| 部門     | 主要製品                                          | 主な用途          |
|--------|-----------------------------------------------|---------------|
| プロセス機器 | 貼付・分離装置<br>貼付・分離用材料<br>薬液自動供給装置<br>ドライアッシング装置 | 半導体・ディスプレイ製造用 |

(9) 主要な営業所および工場 (2022年12月31日現在)

① 当社

| 名 称       | 所 在 地   | 名 称         | 所 在 地    |
|-----------|---------|-------------|----------|
| 本 社       | 神奈川県川崎市 | 熊 谷 工 場     | 埼玉県熊谷市   |
| 相 模 事 業 所 | 神奈川県高座郡 | 御 殿 場 工 場   | 静岡県御殿場市  |
| 湘 南 事 業 所 | 神奈川県高座郡 | 阿 蘇 工 場     | 熊本県阿蘇市   |
| 郡 山 工 場   | 福島県郡山市  | 流 通 セ ン タ ー | 神奈川県海老名市 |
| 宇 都 宮 工 場 | 栃木県宇都宮市 |             |          |

② 子会社

(イ) 国内

| 名 称                                   | 所 在 地   |
|---------------------------------------|---------|
| 熊 谷 応 化 株 式 会 社                       | 埼玉県熊谷市  |
| テ ィ ー オ ー ケ ー エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社 | 神奈川県川崎市 |
| オ ー カ サ ー ビ ス 株 式 会 社                 | 神奈川県川崎市 |

(ロ) 海外

| 名 称                                                 | 所 在 地 |
|-----------------------------------------------------|-------|
| T O K Y O O H K A K O G Y O A M E R I C A , I N C . | 米 国   |
| 台 湾 東 應 化 股 份 有 限 公 司                               | 台 湾   |
| 長 春 應 化 ( 常 熟 ) 有 限 公 司                             | 中 国   |
| T O K 尖 端 材 料 株 式 会 社                               | 韓 国   |
| 上 海 帝 奧 科 電 子 科 技 有 限 公 司                           | 中 国   |

(10) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

| 区 分     | 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|---------|-------------|
| 材 料 事 業 | 1,712 名 | 127名増       |
| 装 置 事 業 | 81      | 1名減         |
| 全社 (共通) | 157     | 8名増         |
| 合 計     | 1,950   | 134名増       |

(注) 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者 (11名) および嘱託者 (116名) を含めておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 1,346 名 | 85名増      | 41.9 歳  | 18.4 年 |

(注) 使用人数には、当社から当社外への出向者 (98名) および嘱託者 (116名) を含めず、当社外から当社への出向者 (1名) を含めております。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 5,822 百万円 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 2,200     |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 2,200     |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 197,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 42,600,000株 (自己株式2,166,858株を含む)  
 (3) 株主数 12,247名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)            | 5,489千株 | 13.58%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                 | 2,870   | 7.10    |
| 明治安田生命保険相互会社                       | 1,826   | 4.52    |
| BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC | 1,541   | 3.81    |
| 株式会社三菱UFJ銀行                        | 1,207   | 2.99    |
| 株式会社横浜銀行                           | 1,026   | 2.54    |
| 公益財団法人東京応化科学技術振興財団                 | 984     | 2.44    |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                      | 953     | 2.36    |
| 三菱UFJキャピタル株式会社                     | 860     | 2.13    |
| 東京海上日動火災保険株式会社                     | 857     | 2.12    |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,166千株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数(40,433,142株)を基準に算出しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、次のとおり、株式報酬として株式を交付しております。

| 交 付 対 象 者                    | 株 式 報 酬   | 交 付 株 式 数 | 交 付 者 数 |
|------------------------------|-----------|-----------|---------|
| 取締役(社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く) | 譲渡制限付株式報酬 | 9,400株    | 5名      |
|                              | 業績連動型株式報酬 | 24,900株   | 8名      |

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項」の「(4) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

2. 業績連動型株式報酬の交付対象者には、業績評価期間中に取締役を退任した者、業績評価期間満了後に取締役を退任した者および業績評価期間満了後に業務執行を行わない取締役に就任した者を含めております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン「信託型従業員持株プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、5年間にわたり、「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

本プランにより従持信託が取得する株式につきましては、当社の会計処理においては、その取得および売却を自己株式の増加または減少として連結計算書類および計算書類に反映させることとなりますが、当社が取得したものではないため、本項における自己株式の数には含めておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 保有者               | 名 称<br>(発行年月日)           | 保有者数 | 保有数 | 目的となる株式の種類および数    | 1株当たりの行使価額 | 権利行使期間                       |
|-------------------|--------------------------|------|-----|-------------------|------------|------------------------------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第2回新株予約権<br>(2014年8月5日)  | 2名   | 40個 | 当社普通株式<br>4,000株  | 1円         | 2014年8月6日から<br>2044年8月5日まで   |
|                   | 第3回新株予約権<br>(2015年8月4日)  | 4    | 48  | 当社普通株式<br>4,800株  | 1          | 2015年8月5日から<br>2045年8月4日まで   |
|                   | 第4回新株予約権<br>(2016年8月4日)  | 4    | 76  | 当社普通株式<br>7,600株  | 1          | 2016年8月5日から<br>2046年8月4日まで   |
|                   | 第5回新株予約権<br>(2017年8月4日)  | 4    | 46  | 当社普通株式<br>4,600株  | 1          | 2017年8月5日から<br>2047年8月4日まで   |
|                   | 第6回新株予約権<br>(2018年5月16日) | 4    | 62  | 当社普通株式<br>6,200株  | 1          | 2018年5月17日から<br>2048年5月16日まで |
|                   | 第7回新株予約権<br>(2019年5月16日) | 5    | 141 | 当社普通株式<br>14,100株 | 1          | 2019年5月17日から<br>2049年5月16日まで |
| 監査役               | 第2回新株予約権<br>(2014年8月5日)  | 1    | 16  | 当社普通株式<br>1,600株  | 1          | 2014年8月6日から<br>2044年8月5日まで   |
|                   | 第3回新株予約権<br>(2015年8月4日)  | 1    | 13  | 当社普通株式<br>1,300株  | 1          | 2015年8月5日から<br>2045年8月4日まで   |
|                   | 第4回新株予約権<br>(2016年8月4日)  | 1    | 21  | 当社普通株式<br>2,100株  | 1          | 2016年8月5日から<br>2046年8月4日まで   |
|                   | 第5回新株予約権<br>(2017年8月4日)  | 1    | 10  | 当社普通株式<br>1,000株  | 1          | 2017年8月5日から<br>2047年8月4日まで   |
|                   | 第6回新株予約権<br>(2018年5月16日) | 1    | 13  | 当社普通株式<br>1,300株  | 1          | 2018年5月17日から<br>2048年5月16日まで |
|                   | 第7回新株予約権<br>(2019年5月16日) | 1    | 17  | 当社普通株式<br>1,700株  | 1          | 2019年5月17日から<br>2049年5月16日まで |

(注) 1. 取締役保有分には、執行役員分として交付した新株予約権を含めております。

2. 監査役保有分は、監査役就任前に取締役分および執行役員分として交付した新株予約権であります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年12月31日現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担 当                      | 重要な兼職の状況                                                                               |
|------------------|---------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>取締役社長 | 種 市 順 昭 | 執行役員社長                   | ティーオーケーエンジニアリング株式会社 代表取締役<br>取締役社長                                                     |
| 取 締 役            | 佐 藤 晴 俊 |                          |                                                                                        |
| 取 締 役            | 水 木 國 雄 | 常務執行役員<br>総務本部長          |                                                                                        |
| 取 締 役            | 村 上 裕 一 | 執行役員<br>材料事業本部長          | TOK尖端材料株式会社 代表理事社長                                                                     |
| 取 締 役            | 鳴 海 裕 介 | 執行役員<br>新事業開発本部長         | 上海帝奥科電子科技有限公司 董事                                                                       |
| 取 締 役            | 土 井 宏 介 | 常務執行役員<br>営業本部長<br>開発本部長 | 長春應化（常熟）有限公司 董事                                                                        |
| 取 締 役            | 栗 本 弘 嗣 |                          |                                                                                        |
| 取 締 役            | 関 口 典 子 |                          | 関口典子公認会計士事務所 所長<br>王子ホールディングス株式会社 監査役（社外監査役）<br>菱電商事株式会社 監査役（社外監査役）<br>独立行政法人国際協力機構 監事 |
| 取 締 役            | 一 柳 和 夫 |                          |                                                                                        |
| 取 締 役            | 安 藤 尚   |                          | AeroEdge株式会社 取締役（社外取締役）                                                                |
| 常勤監査役            | 徳 竹 信 生 |                          |                                                                                        |
| 監 査 役            | 竹 内 伸 行 |                          |                                                                                        |
| 監 査 役            | 上 原 忠 春 |                          |                                                                                        |
| 監 査 役            | 梅 崎 輝 喜 |                          | 明治安田生命保険相互会社 専務執行役                                                                     |



(注) 1. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- (1) 2022年3月30日開催の第92回定時株主総会において、土井宏介および安藤 尚の両氏は取締役に、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 2022年3月30日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、取締役柴村洋一氏は、任期満了により退任いたしました。
- (3) 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。

| 氏 名     | 変 更 前                                               | 変 更 後                                                                                        | 変 更 年 月 日  |
|---------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 佐藤 晴 俊  | 取 締 役<br>(専 務 執 行 役 員)<br>(開 発 本 部 長)               | 取 締 役<br>( - )                                                                               | 2022年3月30日 |
| 関 口 典 子 | 取 締 役<br>( - )                                      | 取 締 役<br>(菱 電 商 事 株 式 会 社)<br>(監 査 役)<br>(社 外 監 査 役)                                         | 2022年6月23日 |
| 関 口 典 子 | 取 締 役<br>(独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構)<br>(外 部 審 査 委 員) | 取 締 役<br>( - )                                                                               | 2022年6月30日 |
| 関 口 典 子 | 取 締 役<br>( - )                                      | 取 締 役<br>(独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構)<br>(監 事)                                                  | 2022年7月1日  |
| 種 市 順 昭 | 代 表 取 締 役 取 締 役 社 長<br>( - )                        | 代 表 取 締 役 取 締 役 社 長<br>(テ ィ ー オ ー ケ ー エ ン ジ)<br>(ニ ア リ ン グ 株 式 会 社)<br>(代 表 取 締 役 取 締 役 社 長) | 2022年7月8日  |
| 安 藤 尚   | 取 締 役<br>( - )                                      | 取 締 役<br>(AeroEdge株 式 会 社)<br>(取 締 役)<br>(社 外 取 締 役)                                         | 2022年9月28日 |

2. 取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、取締役一柳和夫および取締役安藤 尚の各氏は、社外取締役にあります。
3. 監査役竹内伸行、監査役上原忠春および監査役梅崎輝喜の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、取締役一柳和夫、取締役安藤 尚、監査役竹内伸行、監査役上原忠春および監査役梅崎輝喜の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

当事業年度末現在の取締役を兼務していない執行役員は、次のとおりであります。

|        |                                           |        |
|--------|-------------------------------------------|--------|
| 専務執行役員 | (台湾東應化股份有限公司 董事長兼總經理)                     | 入野 浩 一 |
| 執行役員   | (プロセス機器事業本部長)                             | 本川 司   |
| 執行役員   | (経営企画本部長)                                 | 山本 浩 貴 |
| 執行役員   | (経理財務本部長)                                 | 高瀬 興 邦 |
| 執行役員   | (上海帝奥科電子科技有限公司 董事長兼總經理)                   | 渡邊 直 樹 |
| 執行役員   | (TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.<br>取締役社長) | 大高 正 次 |
| 執行役員   | (TOK尖端材料株式会社 代表理事副社長)                     | 金 基 泰  |
| 執行役員   | (開発本部副本部長)                                | 大森 克 実 |
| 執行役員   | (営業本部副本部長)                                | 辰野 直 樹 |
| 執行役員   | (材料事業本部副本部長)                              | 塩谷 和 幸 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役佐藤晴俊、取締役栗本弘嗣、取締役関口典子、取締役一柳和夫、取締役安藤 尚、常勤監査役徳竹信生、監査役竹内伸行、監査役上原忠春および監査役梅崎輝喜の各氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および一部の子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役および監査役が受ける報酬等の基本方針を以下のとおり定めております。

なお、当社は、取締役が受ける報酬等の基本方針について、当社取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の審議を経て、2022年2月18日開催の取締役会において、その一部の改定を決議しており、業務執行を行わない取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針を追加してあります。

【取締役（社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。）が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

当社は、当社取締役会の諮問機関として、指名報酬諮問委員会を設置しており、今後の経営環境の見通しや我が国におけるコーポレートガバナンスに関する考え方等を勘案し、当社のあるべき報酬制度についての審議を経て、当社取締役会にて当社取締役（社外取締役および業務執行を行わない取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬方針を以下のとおり定めております。

（報酬の基本原則）

- 当社の持続的価値創造を支えることを目的とする
  - ・ 持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機付けることのできる報酬構成・報酬水準とする
  - ・ 財務業績による定量的な評価と中長期戦略を踏まえた課題に対する取組みの評価を年次賞与に公正・公平に反映することで、毎事業年度の結果責任を明確化する
  - ・ 中長期的会社業績と連動する長期インセンティブを継続的に付与することにより、持続的な企業価値創造を図る
  - ・ 在任中の長期的な株式保有を促進し、株主との利害共有を図る

● 報酬の決定における客観性と透明性を確保する

- ・ 報酬の決定方針および個人別の支給額については、社外取締役を主要な構成員とする指名報酬諮問委員会で審議して決定する
- ・ 外部の報酬アドバイザーを起用のうえ、足元の世論および外部の客観的なデータに基づく同規模企業群との比較等の検証も踏まえ、当社の事業特性等を考慮した適切な報酬水準を設定する
- ・ 株主をはじめとしたステークホルダーが報酬と企業価値の関係をモニタリングするために必要な情報を積極的に開示する

(報酬体系)

対象取締役の報酬体系は、定額報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」とで構成されており、業績連動報酬は、毎事業年度の全社業績に連動する「年次賞与」、持続的な企業価値創造に連動する「業績連動型株式報酬制度 (パフォーマンス・シェア・ユニット)」ならびに株式の継続保有を通じて株主の皆様と継続的に価値を共有することを目的とした「譲渡制限付株式報酬制度」で構成されております。各報酬要素の概要は図表1のとおりであります。

〈図表1：各報酬要素の概要〉

| 報酬の種類 | 目的・概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本報酬  | 役位に応じて設定する固定現金報酬                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 年次賞与  | <p>事業年度ごとの着実な目標達成を評価するための業績連動現金報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎事業年度の結果責任を明確にするため、経営上の重要指標であるEBITDAマージン、連結売上高の事業年度ごとの各目標達成度等に応じて、標準額の0～200%の範囲内で支給率を決定</li> <li>・ 上記で決定された支給率に対し、指名報酬諮問委員会または取締役社長による裁量評価の結果に応じて、0.95、1.00、1.05のいずれかの係数を乗じる場合がある</li> <li>・ 各事業年度の終了後に一括して支給</li> </ul> |

| 報酬の種類                                     | 目的・概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>業績連動型株式報酬制度<br/>(パフォーマンス・シェア・ユニット)</p> | <p>企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるための業績連動株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績評価期間中の業績等の数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により算定した標準額の0～200%の範囲内の割合(以下、「支給割合」といいます。)で交付する株式数を決定</li> <li>・ 各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定(※1)</li> <li>・ 交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法については、以下の①の計算式に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を算定し(ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとし、②の計算式に基づき、各対象取締役に支給する金銭(納税目的金銭)の額を算定</li> </ul> <p>① 各対象取締役に交付する当社株式の数<br/>基準株式ユニット数(※2)×支給割合×50%</p> <p>② 各対象取締役に支給する金銭の額<br/>(基準株式ユニット数×支給割合－上記①で算定した当社株式の数)×交付時株価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業績評価期間の終了後に一括して株式交付</li> </ul> |
| <p>譲渡制限付株式報酬制度</p>                        | <p>長期的な株式保有を促進することで株主との一層の利益共有を図るための株式報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎事業年度において各対象取締役に役位に応じて、当社取締役会において決定した数の譲渡制限付株式を交付</li> <li>・ 譲渡制限期間の満了または、任期満了、死亡等、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に、当社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これらに準ずる地位で当社取締役会が予め定める地位のいずれからでも退任または退職した場合等の条件を満たすことにより、譲渡制限を解除</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

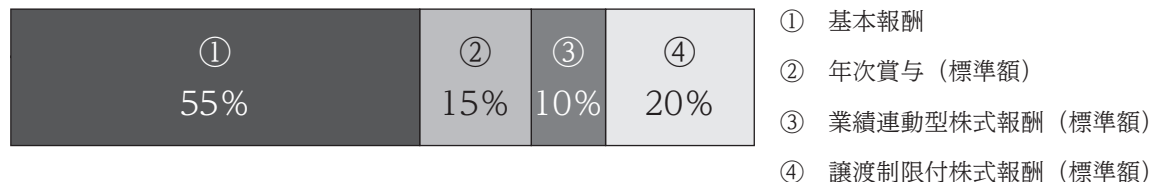
(※1) 業績連動型株式報酬制度の業績評価期間は、2022年12月31日に終了する事業年度から2024年12月31日に終了する事業年度までの3事業年度であり、本評価期間における評価には、持続的な企業価値創造を図るため、中期計画上の戦略指標であるROEの目標値および非財務指標として従業員エンゲージメント指標を使用いたします。

(※2) 各対象取締役に役位に応じて、当社取締役会において決定いたします。

#### （基本報酬と業績連動報酬の支給割合）

各報酬要素の構成割合は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を健全に動機付けることを目的として、定額報酬としての基本報酬と業績連動報酬との比率が概ね55：45となるよう設定しており、基本報酬：年次賞与（標準額）：業績連動型株式報酬（標準額）：譲渡制限付株式報酬（標準額）＝1（55%）：0.27（15%）：0.18（10%）：0.36（20%）を目安としております。報酬構成は図表2のとおりであります。

〈図表2：報酬構成〉



#### （報酬水準）

対象取締役の報酬水準は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創造を実現する優秀な人材を健全に動機付けることが可能な報酬水準となるよう、外部の報酬アドバイザーが運営する役員報酬調査データ等を活用して、当社の事業特性等を考慮した比較対象企業群を選定のうえベンチマークを行い、役位に応じて適切に設定しております。

#### （報酬決定プロセス）

対象取締役の報酬等は、決定における客観性と透明性を確保するため、指名報酬諮問委員会が各報酬の標準額（以下、「報酬テーブル」といいます。）および対象取締役の個人別の報酬額の前案を作成し、当社取締役会において、当該前案に基づき取締役社長に報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で取締役社長へ一任しております。

#### 【社外取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす社外取締役の報酬は、定額報酬としての基本報酬のみとしており、同規模企業群との比較等の結果を参考に決定しております。

社外取締役の報酬額は、指名報酬諮問委員会が社外取締役の個人別の報酬額の前案を作成し、当社取締役会において、当該前案に基づき取締役社長に社外取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、社外取締役の個人別の報酬額の決定を、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で取締役社長に一任しております。

#### 【業務執行を行わない取締役が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

業務執行から独立した立場で監督機能を果たす業務執行を行わない取締役の報酬は、定額報酬としての基本報酬のみとしており、同規模企業群との比較等の結果を参考に決定しております。

業務執行を行わない取締役の報酬額は、指名報酬諮問委員会が業務執行を行わない取締役の個人別の報酬額の前案を作成し、当社取締役会において、当該前案に基づき取締役社長に業務執行を行わない取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、業務執行を行わない取締役の個人別の報酬額の決定を、株主総会において承認された取締役全体の基本報酬の報酬額の範囲内で取締役社長に一任しております。

#### 【監査役が受ける報酬等の決定に関する基本方針】

取締役会からの独立性をもって取締役の職務執行の監督、監査を行うという職責に鑑み、監査役の報酬は基本報酬のみとし、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定し、これを支給することとしております。

#### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬等に関して、株主総会において以下のとおり決議いたしております。

(2022年3月30日開催の第92回定時株主総会)

- ・ 当社社外取締役の報酬額を年額80百万円以内とすることを決議いたしております。なお、取締役全体の基本報酬の報酬額は、年額4億50百万円以内から変更しておりません。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）であります。

(2020年3月27日開催の第90回定時株主総会)

- ・ 当社取締役に支給する金銭報酬について、基本報酬、業績連動賞与それぞれについて個別の総額の上限を設定することとし、基本報酬を年額4億50百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）、業績連動賞与を年額2億20百万円以内とすることを決議いたしております。な



お、上記の報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬および賞与を含むものいたします。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）であります。

- ・ 当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストックオプション報酬制度に代え、上記の金銭報酬枠とは別枠で、新たに「業績連動型株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権および納税資金確保のための金銭の総額を1事業年度当たり58,000株に交付時株価を乗じた額以内として設定するとともに、「譲渡制限付株式報酬制度」に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億50百万円以内とすることを決議いたしております。なお、上記の各報酬枠には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含むものいたします。これに伴い、株式報酬型ストックオプションを既に付与済みのものを除いて廃止し、以後取締役の報酬としてのストックオプションを新たに発行しないこととしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名であります。



(2008年6月26日開催の第78回定時株主総会)

- ・ 当社監査役の報酬額を年額72百万円以内とすることを決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)であります。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、対象取締役の報酬等について、指名報酬諮問委員会が報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の原案を作成し、当社取締役会において、当該原案に基づき取締役社長に報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、報酬テーブルおよび対象取締役の個人別の報酬額の決定を取締役社長である種市順昭へ一任しております。

また、社外取締役および業務執行を行わない取締役の報酬額について、指名報酬諮問委員会が社外取締役および業務執行を行わない取締役の個人別の報酬額の原案を作成し、当社取締役会において、当該原案に基づき取締役社長に社外取締役および業務執行を行わない取締役の個人別の報酬額の決定を一任することについて審議および決議を行い、社外取締役および業務執行を行わない取締役の個人別の報酬額の決定を取締役社長である種市順昭に一任しております。

当該権限の委任は、当社では業務執行の責任者であり当社全体の業績を俯瞰している取締役社長が、各取締役の最終的な評価の決定を行うことが最も適切であると考えたことによります。また、上記委任に関する権限が取締役社長により適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会の事前審議を経ることとしており、当該手続を経て、取締役の個人別の報酬等の内容が決定されておりますので、取締役が受ける報酬等の基本方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

### ④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

(単位 百万円)

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 基本報酬  |     | 年次賞与  |    | 業績連動型株式報酬 |    | 譲渡制限付株式報酬 |    |
|------|--------|-------|-----|-------|----|-----------|----|-----------|----|
|      |        | 対象役員数 | 総額  | 対象役員数 | 総額 | 対象役員数     | 総額 | 対象役員数     | 総額 |
| 取締役  | 463    | 11名   | 265 | 5名    | 87 | 5名        | 43 | 5名        | 67 |
| 監査役  | 57     | 4名    | 57  | -     | -  | -         | -  | -         | -  |
| 合計   | 521    | 15名   | 323 | 5名    | 87 | 5名        | 43 | 5名        | 67 |

- (注) 1. 上記の対象役員数および総額には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。当事業年度末の対象役員数は、取締役10名(社外取締役4名)、監査役4名(社外監査役3名)であります。
2. 取締役の各報酬の総額には、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬が含まれております。

3. 取締役の基本報酬の対象役員数および総額には、社外取締役を含めております。
4. 監査役の基本報酬の対象役員数および総額には、社外監査役を含めております。
5. 上記の年次賞与の総額には、当事業年度の役員賞与引当金繰入額を記載しております。
6. 上記の業績連動型株式報酬、譲渡制限付株式報酬の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
7. 上記の報酬等の総額のうち、社外取締役4名および社外監査役3名の報酬等の総額は75百万円であります。
8. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、年次賞与につきましては、毎事業年度の結果責任を明確にするため、経営上の重要指標であるEBITDAマージン、連結売上高とし、また、業績連動型株式報酬につきましては、持続的な企業価値創造を図るため、中期計画上の戦略指標であるROEおよび非財務指標である従業員エンゲージメント指標としております。なお、当事業年度における当該指標の実績は、EBITDAマージン 21.1%、連結売上高 1,754億34百万円、ROE 12.1%、従業員エンゲージメント指標は標準値相当であります。
9. 非金銭報酬等である当社の譲渡制限付株式の当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項」の「(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名   | 重要な兼職の状況                                                                                            | 重要な兼職先と係                                                                                                                         |
|-----|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 関口典子 | 関口典子公認会計士事務所<br>所長<br>王子ホールディングス株式会社<br>監査役（社外監査役）<br>菱電商事株式会社 監査役<br>（社外監査役）<br>独立行政法人国際協力機構<br>監事 | 特別の関係はありません。                                                                                                                     |
| 取締役 | 安藤 尚 | AeroEdge株式会社 取締役<br>（社外取締役）                                                                         | 特別の関係はありません。                                                                                                                     |
| 監査役 | 梅崎輝喜 | 明治安田生命保険相互会社<br>専務執行役                                                                               | 明治安田生命保険相互会社は、当社株式を所有しているほか、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での保険に係る取引および資金借入等の取引関係がありますが、これらの資本関係および取引関係は、同氏の社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。 |

##### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 活動状況および社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                | 出席状況                                           |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 栗 本 弘 嗣 | 主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会では適宜議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。                | 取締役会<br>15回/15回(100%)                          |
| 取 締 役 | 関 口 典 子 | 主に公認会計士業務を通じて培われた会計における高度な専門性と企業での豊富な実務経験をもとに、取締役会では適宜議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 | 取締役会<br>15回/15回(100%)                          |
| 取 締 役 | 一 柳 和 夫 | 主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会では適宜議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。                 | 取締役会<br>15回/15回(100%)                          |
| 取 締 役 | 安 藤 尚   | 主に上場企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会では適宜議案の審議に必要な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。                 | 取締役会<br>12回/12回(100%)                          |
| 監 査 役 | 竹 内 伸 行 | 主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、他の会社における監査役の経験をもとに、取締役会および監査役会において客観的かつ中立的な立場で適宜意見の表明および質問を行っております。                                                 | 取締役会<br>15回/15回(100%)<br>監査役会<br>15回/15回(100%) |
| 監 査 役 | 上 原 忠 春 | 主に金融機関・外務省等における豊富な経験と経営者としての幅広い見識をもとに、取締役会および監査役会においてグローバルな視点で客観的かつ中立的な立場から適宜意見の表明および質問を行っております。                                                 | 取締役会<br>15回/15回(100%)<br>監査役会<br>15回/15回(100%) |
| 監 査 役 | 梅 崎 輝 喜 | 主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会および監査役会において客観的かつ中立的な立場で適宜意見の表明および質問を行っております。                                                                   | 取締役会<br>15回/15回(100%)<br>監査役会<br>15回/15回(100%) |

(注) 取締役安藤 尚氏は、2022年3月30日開催の第92回定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                      | 支 払 額  |
|------------------------------------------|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                 | 60 百万円 |
| ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 62     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、監査の適正性および職務執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の株主共同の利益および企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式等の大規模買付行為またはこれに関する提案（以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされた場合であっても、それが当社の株主共同の利益および企業価値の持続的な確保・向上に資するものであれば、一概に否定するものではなく、その是非について、最終的には、当該大規模買付行為等の当社の株主共同の利益および企業価値への影響を踏まえ、株主の皆様においてご判断いただくべきと考えております。もっとも、大規模買付行為等の中には、当社の企業価値の源泉であるステークホルダーとの関係や事業特性を十分に理解することなく、大規模買付行為等を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダーとの良好な関係を破壊し、新技術や技術資源を流出させることを目的とするものなど、当社の株主共同の利益および企業価値を著しく毀損するものもあるため、これにつながる大規模買付行為等を行いまは行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### ① 経営理念と企業価値の源泉

当社は、1940年の設立以来、「自由闊達」、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、顧客が満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。そして、この精神は現在も変わることなく受け継がれ、当社事業活動の根幹を形成しております。

当社におけるものづくりの歴史は、フォトリソグラフィによる独自の微細加工技術を基盤として、半導体、ディスプレイをはじめとするエレクトロニクス市場において確固たる信頼とブランドを築き上げるとともに、顧客に密着したグローバル展開を図ることで、新たなニーズをいち早く取り込むことにより、微細加工技術のさらなる進化を実現してまいりました。長年にわたり培ってきた、この有機的な連鎖こそが当社企業価値の源泉であると考えております。



## ② 企業価値向上のための取組み

当社は、2030年に向けた長期ビジョン「TOK Vision 2030」の達成に向けて、2022年度を初年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2024」の下、5つの全社戦略（「先端レジストのグローバルシェア向上」、「電子材料および新規分野でのコア技術の獲得/創出」、「高品質製品の安定供給とグループに最適な生産体制の構築」、「従業員エンゲージメントを向上させ人を活かす経営の推進」、「健全で効率的な経営基盤の整備」）を推進し、高付加価値製品の創出を通じた社会への貢献と企業価値の向上に取り組んでまいりました。

## ③ コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の株主共同の利益および企業価値を持続的に確保・向上させていくために、経営の透明性、健全性および効率性の確保に資するコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要課題と位置づけております。

こうした考えの下、経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しているほか、取締役会および執行役員会における十分な審議時間の確保および資料の提供時期の早期化等を実施しております。また、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とするとともに、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図ることを目的として、独立性を有する社外取締役を4名選任しております（社外取締役が全取締役（10名）の3分の1以上を占めております。）。取締役の報酬は、基本報酬である定額報酬、単年度の業績連動報酬である賞与に加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした業績連動型株式報酬および譲渡制限付株式報酬で構成しております（社外取締役および業務執行を行わない取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしております。）。さらに、取締役等の指名・解任・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会を設置しております。加えて、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みや存在感を増す海外子会社の経営管理の強化、コンプライアンス体制の整備といったグループ内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

#### ④ 株主還元の方え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけており、長期的な視点に立ち、財政状態や業績等を総合的に勘案したうえで、企業競争力の強化や収益の拡大につながる内部留保の確保に意を用いる一方、安定的かつ継続的な利益還元を実施するため、DOE（連結純資産配当率）4.0%を目処とした配当を実施させていただくとともに、自己株式の取得を弾力的に実施することを基本方針としております。

内部留保金につきましては、新たな成長につながる新技術・新製品への積極的な研究開発投資、品質の向上や既存事業のさらなる効率化に向けた生産設備等への投資、さらには国内外での事業展開強化等、持続的な企業価値の向上を図るための原資として有効に活用してまいります。

#### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2021年2月22日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月30日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって満了する「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の有効期間満了後も引き続き当社の株主共同の利益および企業価値の確保・向上に取り組むとともに、大規模買付行為等を行いまは行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するために必要な時間および情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

#### (4) 上記(2)および(3)の取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)および(3)の取組みは、当社の株主共同の利益および企業価値を持続的に確保・向上させることを目的としておりますので、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を毀損するものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1 現金及び預金		55,371	1 支払手形及び買掛金		21,617
2 受取手形		911	2 未払金		7,733
3 売掛金		34,900	3 未払法人税等		3,308
4 有価証券		3,999	4 前受金		97
5 商品及び製品		11,084	5 賞与引当金		3,090
6 仕掛品		7,000	6 役員賞与引当金		214
7 原材料及び貯蔵品		11,920	7 製品保証引当金		17
8 その他		5,535	8 その他		4,701
貸倒引当金		△89	流動負債合計		40,781
流動資産合計		130,636	II 固定負債		
II 固定資産			1 長期借入金		10,222
1 有形固定資産			2 繰延税金負債		1,084
(1) 建物及び構築物	83,665		3 退職給付に係る負債		853
減価償却累計額	△47,163	36,502	4 資産除去債務		80
(2) 機械装置及び運搬具	68,318		5 その他		4,092
減価償却累計額	△59,327	8,991	固定負債合計		16,333
(3) 工具、器具及び備品	26,873		負債合計		57,115
減価償却累計額	△21,306	5,566	(純資産の部)		
(4) 使用権資産	1,060		I 株主資本		
減価償却累計額	△246	813	1 資本金		14,640
(5) 土地		10,570	2 資本剰余金		15,303
(6) 建設仮勘定		3,565	3 利益剰余金		137,551
有形固定資産合計		66,010	4 自己株式		△11,276
2 無形固定資産		1,295	株主資本合計		156,219
3 投資その他の資産			II その他の包括利益累計額		
(1) 投資有価証券		16,104	1 その他有価証券評価差額金		5,280
(2) 出資金		100	2 為替換算調整勘定		8,877
(3) 長期貸付金		12	3 退職給付に係る調整累計額		△630
(4) 退職給付に係る資産		3,682	その他の包括利益累計額合計		13,526
(5) 繰延税金資産		1,176	III 新株予約権		174
(6) 長期預金		18,000	IV 非支配株主持分		11,039
(7) その他		1,063	純資産合計		180,960
貸倒引当金		△6	負債純資産合計		238,075
投資その他の資産合計		40,133			
固定資産合計		107,439			
資産合計		238,075			

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
I 売上高		175,434
II 売上原価		112,319
売上総利益		63,115
III 販売費及び一般管理費		32,934
営業利益		30,181
IV 営業外収益		
1 受取利息	150	
2 受取配当金	494	
3 為替差益	280	
4 その他	370	1,295
V 営業外費用		
1 支払利息	73	
2 デリバティブ評価損	326	
3 その他	110	510
経常利益		30,966
VI 特別利益		
1 固定資産売却益	14	
2 投資有価証券売却益	243	258
VII 特別損失		
1 減損損失	195	
2 固定資産除却損	239	435
税金等調整前当期純利益		30,790
法人税、住民税及び事業税	7,537	
法人税等調整額	97	7,634
当期純利益		23,155
非支配株主に帰属する当期純利益		3,461
親会社株主に帰属する当期純利益		19,693

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日期首残高	14,640	15,207	124,806	△11,818	142,836
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,948		△6,948
親会社株主に帰属する当期純利益			19,693		19,693
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		95		542	638
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	95	12,745	541	13,383
2022年12月31日期末残高	14,640	15,303	137,551	△11,276	156,219

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2022年1月1日期首残高	6,851	5,618	522	12,993	215	9,146	165,190
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△6,948
親会社株主に帰属する当期純利益							19,693
自己株式の取得							△0
自己株式の処分					△40		598
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,571	3,258	△1,153	533	-	1,893	2,426
連結会計年度中の変動額合計	△1,571	3,258	△1,153	533	△40	1,893	15,769
2022年12月31日期末残高	5,280	8,877	△630	13,526	174	11,039	180,960

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1 現金及び預金	24,946	1 電子記録債権	1,456
2 受取手形	902	2 買掛金	10,248
3 売掛金	31,331	3 未払金	2,880
4 有価証券	3,999	4 未払費用	1,768
5 商品及び製品	4,394	5 未払法人税等	1,255
6 仕掛品	3,342	6 前受金	34
7 原材料及び貯蔵品	9,142	7 預り金	806
8 前払費用	882	8 賞与引当金	2,801
9 その他の貸倒引当金	3,919	9 役員賞与引当金	214
	△117	10 製品保証引当金	17
流動資産合計	82,745	11 設備関係未払金	4,928
II 固定資産		12 その他の流動負債合計	464
1 有形固定資産		II 固定負債	26,876
(1) 建物	21,746	1 長期借入金	10,222
(2) 構築物	1,943	2 退職給付引当金	200
(3) 機械及び装置	3,759	3 資産除去債務	80
(4) 車両運搬具	112	4 その他の負債合計	512
(5) 工具、器具及び備品	4,473	負債合計	11,015
(6) 土地	8,363	(純資産の部)	37,892
(7) 建設仮勘定	2,777	I 株主資本	
有形固定資産合計	43,177	1 資本金	14,640
2 無形固定資産		2 資本剰余金	15,207
(1) ソフトウェア	681	(1) 資本準備金	95
(2) その他の無形固定資産	76	(2) その他資本剰余金	15,303
無形固定資産合計	758	3 利益剰余金	1,640
3 投資その他の資産		(1) 利益準備金	382
(1) 投資有価証券	16,097	(2) その他利益剰余金	74,253
(2) 関係会社株式	8,483	固定資産圧縮積立金	36,893
(3) 出資金	100	別途積立金	111,529
(4) 関係会社出資金	856	繰越利益剰余金	113,169
(5) 従業員に対する長期貸付金	12	利益剰余金合計	△11,276
(6) 長期前払費用	594	4 自己株式	131,837
(7) 前払年金費用	4,189	株主資本合計	
(8) 繰延税金資産	62	II 評価・換算差額等	
(9) 長期預金	18,000	1 その他の有価証券評価差額金	5,280
(10) その他の貸倒引当金	114	評価・換算差額等合計	5,280
	△5	III 新株予約権	174
投資その他の資産合計	48,503	純資産合計	137,292
固定資産合計	92,440	負債純資産合計	175,185
資産合計	175,185		

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	額
I 売上高		99,617
II 売上原価		57,164
売上総利益		42,453
III 販売費及び一般管理費		26,743
営業利益		15,709
IV 営業外収益		
1 受取利息	25	
2 受取配当金	4,253	
3 為替差益	466	
4 その他	345	5,090
V 営業外費用		
1 支払利息	45	
2 デリバティブ評価損	326	
3 シンジケートローン手数料	45	
4 その他	18	436
経常利益		20,363
VI 特別利益		
1 固定資産売却益	14	
2 投資有価証券売却益	243	258
VII 特別損失		
1 減損損失	195	
2 固定資産除却損	239	434
税引前当期純利益		20,187
法人税、住民税及び事業税	3,850	
法人税等調整額	517	4,368
当期純利益		15,819

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
2022年1月1日期首残高	14,640	15,207	-	15,207	1,640	404	74,253	28,000
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△22		22
剰余金の配当								△6,948
当期純利益								15,819
自己株式の取得								
自己株式の処分			95	95				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	95	95	-	△22	-	8,893
2022年12月31日期末残高	14,640	15,207	95	15,303	1,640	382	74,253	36,893

	株 主 資 本			評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年1月1日期首残高	104,298	△11,818	122,329	6,851	6,851	215	129,395
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-				-
剰余金の配当	△6,948		△6,948				△6,948
当期純利益	15,819		15,819				15,819
自己株式の取得		△0	△0				△0
自己株式の処分		542	638			△40	598
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				△1,571	△1,571	-	△1,571
事業年度中の変動額合計	8,871	541	9,508	△1,571	△1,571	△40	7,896
2022年12月31日期末残高	113,169	△11,276	131,837	5,280	5,280	174	137,292

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

東京応化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	方	宏	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	谷	大	二 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京応化工業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京応化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月13日

東京応化工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北	方	宏	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	谷	大	二 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京応化工業株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査規程」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年2月20日

東京応化工業株式会社 監査役会

常勤監査役 徳 竹 信 生 ㊟

監 査 役 竹 内 伸 行 ㊟

監 査 役 上 原 忠 春 ㊟

監 査 役 梅 崎 輝 喜 ㊟

(注) 監査役竹内伸行、監査役上原忠春および監査役梅崎輝喜の各氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 川崎市中原区中丸子150番地

当社本社 5階会議室

電話 (044)435-3000(代表)

下車駅 JR横須賀線・湘南新宿ライン・相鉄JR直通線

武蔵小杉駅〈新南改札〉徒歩約5分

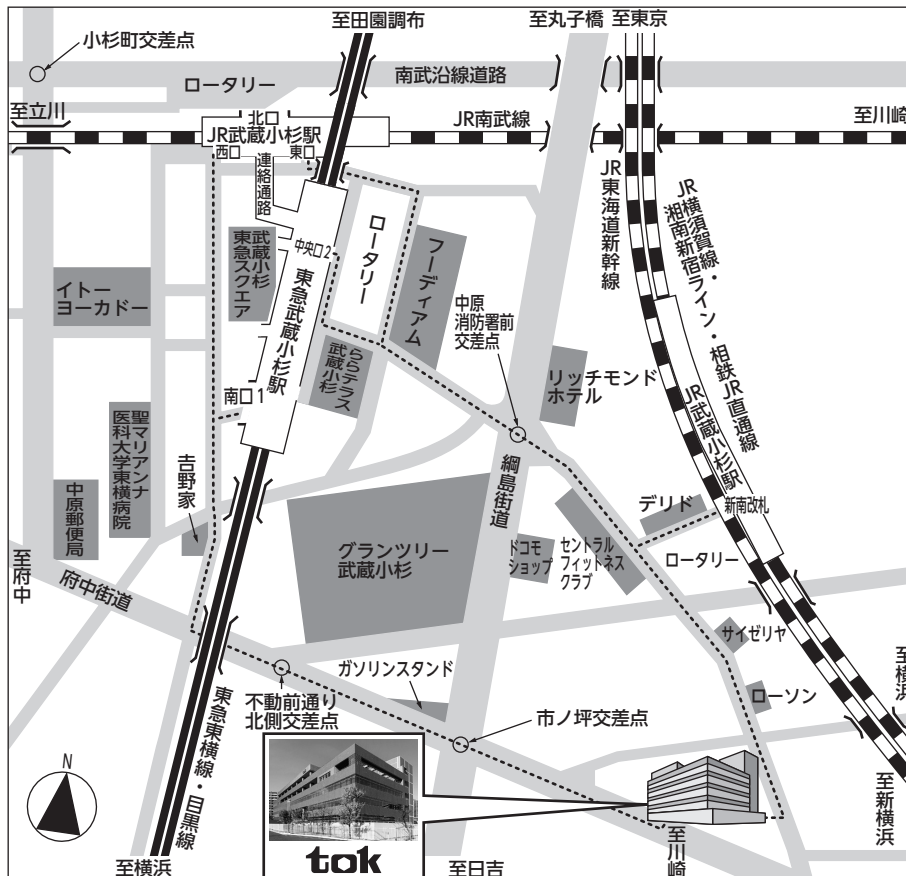
JR南武線

武蔵小杉駅〈西口〉徒歩約11分、〈東口〉徒歩約12分

東急東横線・目黒線

武蔵小杉駅〈南口1〉徒歩約8分、〈中央口2〉徒歩約12分

※JR武蔵小杉駅新南改札、東口および東急武蔵小杉駅中央口2経由のルートは歩道が広いので、歩きやすくなっております。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

第93回定時株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

上記事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

東京応化工業株式会社

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につきまして、取締役会において次のとおり決議しております。

【取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 当社グループは、行動規範としてのCSR方針（人権、倫理・腐敗防止、環境、労働安全衛生、CSR調達に関する方針）を制定し、当社グループ役職員に当該方針内容の周知徹底を行うとともに、当該方針の下、全ての役職員が法令、定款、社内規程等を遵守するコンプライアンス体制を確立する。
- ② 当社の取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体の法令・CSR方針・社内規程違反等への対応を図る。
- ③ 当社のコンプライアンス委員会において定期的に子会社におけるコンプライアンス上の問題を確認し、報告を受ける体制を構築する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、当社から子会社に対し指導・教育を行う。
- ④ 当社グループは、法令・CSR方針・社内規程違反等の事実の早期発見・解決を図るため、役職員等が通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該通報制度利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
- ⑤ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するため、当社と利害関係のない社外取締役を全取締役の3分の1以上置く。
- ⑥ 当社グループにおけるCSR方針に基づき、環境保全・安全衛生に配慮した事業活動を推進する。
- ⑦ 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するための体制の整備・充実を図る。
- ⑧ 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また、不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。
- ⑨ 当社の内部監査部門は、子会社からの報告を基に、グループにおける内部統制評価を行い、その結果を当社役員に対して報告する。また、当該報告を踏まえ、必要に応じて、子会社に対して内部統制に関する助言・指導を行う。

【当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を適切に保存し、管理する。
- ② 取締役および監査役は、これらの情報に係る文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）を常時閲覧できるものとする。
- ③ 経営企画本部長を委員長とする情報管理委員会を設置し、当社グループにおける有用な情報資産の保護および管理を行い、かつ適切な情報資産の共有を図る。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 当社の取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループの事業継続計画の策定を行い、全役職員へ周知・徹底するとともに、平時における危機（リスク）の事前予知、予防措置・未然防止策の確立および緊急事態発生時の迅速・的確な対応を図る。また、海外子会社に対しては、現地特有のリスクに配慮しつつ、指導を行う。
- ② 当社が保有する金融資産の保全および効率的な運営を行い、財務リスクから当社の資産・負債と利益の効率的かつ機動的な保全を図るとともに、子会社に対し、内在する財務リスクの軽減策等の指導を行う。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 当社グループの中期計画を策定し、グループ全体の重点経営目標および予算等を事業年度毎に定めるとともに、定期的にグループの経営方針等を共有する体制を構築する。
- ② 当社の経営意思決定・経営監督および業務執行の各機能の強化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入する。
- ③ 当社の取締役会における意思決定の効率的な執行を担保するため、「取締役会規程」等に基づき、取締役の職務執行ルールを明示するとともに、「執行役員会規程」、「職務権限規程」等の厳正な運用に努める。
- ④ 当社の取締役の任期を1年とし、経営責任を明確化する。
- ⑤ グループにおける権限および意思決定プロセスを定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ⑥ 当社に子会社担当役員を置くとともに、子会社管理の担当部署を設置する。

【当社グループにおける業務の適正を確保するための体制】

当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関しては、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社役員への定期的な報告を義務付けるとともに、子会社における経営判断上重要な一定の事項については、当社の指導・承認を得ることとする。また、必要に応じて子会社管理の担当部署が報告内容等を確認する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項】

監査役の職務を補助すべき専任または兼任の使用人を適切に配置する。

【監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項】

監査役を補助すべき使用人は、必要な調査権限・情報収集権限を与えられる。また、当該使用人の人事異動および考課について、事前に監査役会の同意を得るとともに、当該使用人が監査役の指揮命令に従う体制を構築する。

【取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

- ① 監査役は執行役員会その他重要な会議に出席できるものとし、また、グループの役職員は次の事項を監査役に報告または提供する。
 - (イ) 会社に著しい損害を与える事項が発生しまたは発生するおそれがあるときは、当該事項
 - (ロ) 法令・定款等に違反するまたは不正な行為を発見したときは、当該行為の内容等
 - (ハ) 重要な意思決定に係る文書等
 - (ニ) 内部監査部門が実施した内部監査の結果
- ② 当社グループは、内部通報の状況を定期的に当社の監査役に報告するとともに、報告者が報告したことを理由に不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。

【監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項】

監査役の職務の執行について生ずる費用等を円滑に支弁するため、各事業年度において予算を確保する。また、有事・緊急時など監査役が必要とする場合には、予算外の監査費用の前払・償還に応じる。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。
- ② 内部監査部門および会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うなど相互に連携を図る。
- ③ 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

【コンプライアンス体制】

- ① 「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② 国内拠点および海外子会社においてコンプライアンス意識の醸成等を目的としたCSR教育を実施するなど、当社グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図りました。
- ③ 当社グループにおける「CSR方針（人権、倫理・腐敗防止、環境、労働安全衛生、CSR調達に関する方針）」に基づき、法令遵守体制の強化ならびに環境保全・安全衛生に配慮した事業活動を推進しました。

【情報の保存および管理体制】

- ① 「情報管理規程」に基づき、情報管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ② 「文書整理保存規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書等重要な意思決定に係る情報を種類毎に保存期間を定め、適切に保存・管理しております。
- ③ 当社グループにおける有用な情報資産の保護、管理等のための社内教育や当社グループ全体でのサイバーリスクへの対策強化を進めるなど、より強固な情報管理体制の構築に努めました。

【リスクマネジメント体制】

- ① 「TOKグループリスク管理規程」に基づき、TOKグループリスク管理委員会を開催し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。また、新型コロナウイルス対策本部の下、感染症拡大防止に努めました。
- ② 事業継続計画および国内・海外の初期行動指針の定期見直しを実施いたしました。
- ③ 「財務リスク管理規程」に基づき、取締役会において当社グループ内での財務リスク状況の報告を行うとともに、年次の対応方針を付議し、決定いたしました。

【効率的な職務執行体制】

- ① 2022年度を初年度とする3カ年の中期計画「tok中期計画2024」の進捗管理を定期的に行い、取締役会に報告いたしました。
- ② 取締役会（当事業年度中に計15回）、執行役員会（当事業年度中に計14回（書面決議2回を含む））において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行いました。
- ③ 当社グループ内でのグループ共通の課題に対する審議や情報共有を目的に、各種会議を定期的に行い、連携を図っております。

【業務執行の報告およびその他のグループ内部統制体制】

- ① 「子会社管理規程」に基づき、子会社から月次業務報告書の提出を受けております。加えて、海外子会社から年次報告を受けております。
- ② 当社と子会社との一体性を確保し、当社グループの企業価値向上とリスクの低減を図ることを目的とした「TOKグループGMS（グループマネジメントシステム）規程」に基づき、GMS活動を推進し、その活動内容の概要を取締役に報告いたしました。
- ③ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、内部統制評価を年1回実施し、内部統制委員会に報告するとともに、その概要を取締役に報告いたしました。

【監査役関連体制】

- ① 監査役は、取締役会をはじめ、執行役員会その他重要な会議への出席、稟議書等の重要書類の閲覧および当社グループの国内外拠点における往査等を通じて、取締役の職務執行に対する監査を行っております。
- ② 監査役は、取締役社長に対して定期的なヒアリングを行うほか、内部監査部門および会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うなど、連携して監査の実効性と効率性を高めております。
- ③ 監査役は、社外取締役との定期的な会合を開催することとし、社外取締役との情報・意見の交換に努めております。
- ④ 監査役の職務を補助すべき兼任の使用人を1名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制を確保しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……9社

連結子会社の名称……熊谷応化株式会社、ティーオーケーエンジニアリング株式会社、TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.、台湾東應化股份有限公司、長春應化（常熟）有限公司、TOK尖端材料株式会社、上海帝奥科電子科技有限公司、TOKCCAZ, LLC.、プロセス機器事業分割準備株式会社

なお、当連結会計年度より、TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.の子会社TOKCCAZ, LLC.およびプロセス機器事業分割準備株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称……オーカサービス株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の会社等の名称

非連結子会社……オーカサービス株式会社

関連会社……九州溶剤株式会社

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

原価法によっております。

(ロ) その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっ

ております。

- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

(イ) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が10年から50年、機械装置及び運搬具ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

② 無形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、材料事業、装置事業の2つのセグメントにおいて製品の製造及び販売を行っており、顧客に商品又は製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれる取引については、当該変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。なお、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「非支配株主持分」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の計上基準

退職給付に係る負債および退職給付に係る資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

ただし、商品又は製品の国内販売においては「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高へ与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」および「売掛金」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(会計上の見積りに関する注記)

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「信託型従業員持株プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランは、「東京応化社員持株会」(以下、「当社持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり、当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ると同時に、福利厚生の増進策として、当社持株会の拡充を通じて従業員の株式取得および保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度643百万円、154千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度	222百万円
---------	--------

(連結貸借対照表に関する注記)

期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 111百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位 百万円)

場 所	用 途	種 類	減損損失
熊 本 県 阿 蘇 市	材料事業の 事業用資産等	機械装置及び運搬具、工具、 器具及び備品、建設仮勘定	81
神 奈 川 県 高 座 郡	装置事業の 事業用資産等	機械装置及び運搬具、工具、 器具及び備品、建設仮勘定、 無形固定資産	101
神 奈 川 県 高 座 郡	遊 休 資 産	機械装置及び運搬具、工具、 器具及び備品	12
合 計			195

当社グループは、収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含まれます。）については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。当連結会計年度において、投資額の回収が困難であると見込まれる上記の資産については、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額195百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、機械装置及び運搬具102百万円、工具、器具及び備品42百万円、建設仮勘定48百万円、無形固定資産2百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価に基づき算定し、土地・建物以外の資産については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 42,600,000株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の 総 額 (百万円)	1株当 たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年3月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,794	94	2021年12月31日	2022年3月31日
2022年8月4日 取 締 役 会	普通株式	3,153	78	2022年6月30日	2022年9月7日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年3月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 3,315,517,644円
- ② 1株当たり配当額 82円
- ③ 基準日 2022年12月31日
- ④ 効力発生日 2023年3月31日

(注) 2023年3月30日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式に対する配当金12,660,800円が含まれております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 新株予約権に関する事項
当連結会計年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 57,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経済環境および企業の実態に応じた適切な資本・負債構成を意識し、運転資金、設備投資資金等の必要資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「取引先管理規程」に従い、債権管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業の株式であり、株式については定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期借入金には支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利での借入を原則としております。その一部には「信託型従業員持株プラン」の導入に伴う信託口における金融機関からの変動金利による借入金が含まれており、支払金利の変動リスクに晒されておりますが、その影響は限定的であります。

デリバティブ取引は実需の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」および「支払手形及び買掛金」については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,999	3,999	—
② その他有価証券	15,995	15,995	—
(2) 長期預金	18,000	18,000	—
(3) 長期借入金	(10,222)	(9,952)	269
(4) デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	108
出資金	100

3. 金融商品の時価等および時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	15,995	—	—	15,995
デリバティブ取引 通貨関連	—	5	—	5
資産計	15,995	5	—	16,001
デリバティブ取引 通貨関連	—	2	—	2
負債計	—	2	—	2

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	3,999	—	3,999
長期預金	—	18,000	—	18,000
資産計	—	21,999	—	21,999
長期借入金	—	9,952	—	9,952
負債計	—	9,952	—	9,952

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

満期保有目的の債券

債券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブの時価は、取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、主として積立型の確定給付制度および退職一時金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,598百万円
勤務費用	615百万円
利息費用	85百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△2百万円
退職給付の支払額	△748百万円
退職給付債務の期末残高	15,548百万円

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,482百万円
期待運用収益	362百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△956百万円
事業主からの拠出額	401百万円
退職給付の支払額	△646百万円
年金資産の期末残高	13,642百万円

(3) 退職給付信託の期首残高と期末残高の調整表

退職給付信託の期首残高	5,165百万円
期待運用収益	12百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△443百万円
退職給付信託の期末残高	4,734百万円

- (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,294百万円
年金資産	△13,642百万円
退職給付信託	△4,734百万円
	△3,082百万円
非積立型制度の退職給付債務	253百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,829百万円
退職給付に係る負債	853百万円
退職給付に係る資産	△3,682百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△2,829百万円

- (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	615百万円
利息費用	85百万円
期待運用収益	△374百万円
数理計算上の差異の当期費用処理額	△3百万円
過去勤務費用の当期費用処理額	△256百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	65百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

- (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△256百万円
数理計算上の差異	△1,401百万円
合 計	△1,657百万円

- (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	256百万円
未認識数理計算上の差異	△1,162百万円
合 計	△906百万円

(8) 年金資産および退職給付信託に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	52%
株式	30%
その他	18%
合計	100%

② 退職給付信託の主な内訳

退職給付信託合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	51%
合同運用口	29%
その他	20%
合計	100%

③ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産および退職給付信託の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産および退職給付信託の配分と、年金資産および退職給付信託を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	主として0.53%
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	2.50%
退職給付信託	0.25%

3. 確定拠出制度

当社および連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度227百万円であります。

4. その他の退職給付に関する事項

2019年4月に行われた積立型の確定給付制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は17百万円であり、当連結会計年度末で移換完了しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	報告セグメント			合計
	材料事業	装置事業	計	
売上高				
エレクトロニクス機能材料	91,868	－	91,868	91,868
高純度化学薬品	77,460	－	77,460	77,460
プロセス機器	－	5,105	5,105	5,105
その他	1,000	－	1,000	1,000
顧客との契約から生じる収益	170,329	5,105	175,434	175,434
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	170,329	5,105	175,434	175,434

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額
顧客との契約から生じた債権	35,812
契約負債	3,282

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。連結貸借対照表上、流動負債の「前受金」および「その他」、固定負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,214円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 489円56銭 |

(注)「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 154千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 186千株)。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 満期保有目的の債券

原価法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(3) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の製品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 商品、原材料、仕掛品および貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ただし、一部（プロセス機器）の原材料および仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物および構築物が10年から50年、機械及び装置ならびに工具、器具及び備品が3年から8年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

販売済みプロセス機器製品の無償修理に対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づく無償修理費見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、材料事業、装置事業の2つのセグメントにおいて製品の製造及び販売を行っており、顧客に商品又は製品を引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

為替変動によるリスクをヘッジしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引等については、振当処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

ただし、商品又は製品の国内販売においては「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高へ与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはありません。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2019年8月7日開催の取締役会決議により、当社の福利厚生制度を拡充するとともに、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、「信託型従業員持株プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

(1) 取引の概要

本プランは、「東京応化社員持株会」（以下、「当社持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東京応化社員持株会信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり、当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員への株価上昇へのインセンティブ付与による当社の中長期的な企業価値の向上を図ると同時に、福利厚生の増進策として、当社持株会の拡充を通じて従業員の株式取得および保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度643百万円、154千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度	222百万円
-------	--------

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	88,034百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	14,341百万円
短期金銭債務	976百万円

3. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	111百万円
------	--------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

 営業取引による取引高

売上高	44,021百万円
仕入高	3,694百万円
営業取引以外の取引高	3,837百万円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位 百万円)

場 所	用 途	種 類	減損損失
熊 本 県 阿 蘇 市	材 料 事 業 の 事 業 用 資 産 等	機 械 及 び 装 置、工 具、器 具 及 び 備 品、建 設 仮 勘 定	81
神 奈 川 県 高 座 郡	装 置 事 業 の 事 業 用 資 産 等	機 械 及 び 装 置、工 具、器 具 及 び 備 品、建 設 仮 勘 定、ソ フ ト ウ ェ ア	101
神 奈 川 県 高 座 郡	遊 休 資 産	機 械 及 び 装 置、工 具、器 具 及 び 備 品	12
合 計			195

当社は収支の把握を行っている管理会計上の事業区分にて資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産（稼働率の低下により実質的遊休状態の資産も含みます。）については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。当事業年度において、投資額の回収が困難であると見込まれる上記の資産については、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額195百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、機械及び装置102百万円、工具、器具及び備品42百万円、建設仮勘定48百万円、ソ

フトウェア2百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価に基づき算定し、土地・建物以外の資産については処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,439,651株	146株	118,539株	2,321,258株

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式154,400株が含まれております。

2. 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 146株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少 13,500株

譲渡制限付株式報酬制度による減少 18,639株

業績連動型株式報酬制度による減少 33,900株

「東京応化社員持株会信託」から「東京応化社員持株会」への売却による減少 52,500株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金不算入	851百万円
投資有価証券評価損	295百万円
出資金評価損	164百万円
退職給付引当金損金不算入	348百万円
棚卸資産評価損損金不算入	190百万円
減損損失	386百万円
貸倒引当金損金不算入	35百万円
未払事業税否認	140百万円
その他	760百万円
繰延税金資産小計	3,173百万円
評価性引当額	△899百万円
繰延税金資産合計	2,273百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△167百万円
その他有価証券評価差額金	△2,003百万円
その他	△40百万円
繰延税金負債合計	△2,210百万円
繰延税金資産の純額	62百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.4%
(調整)	
永久に益金に算入されない受取配当金	△5.5%
試験研究費控除	△5.3%
その他	2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.6%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、主として積立型の確定給付制度および退職一時金制度を設けております。なお、当社において退職給付信託を設定しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△15,294百万円
② 年金資産	13,642百万円
③ 退職給付信託	4,734百万円
④ 未積立退職給付債務 (①+②+③)	3,082百万円
⑤ 未認識過去勤務費用	△256百万円
⑥ 未認識数理計算上の差異	1,162百万円
⑦ 前払年金費用	4,189百万円
⑧ 退職給付引当金 (④+⑤+⑥-⑦)	△200百万円

3. 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	621百万円
② 利息費用	85百万円
③ 期待運用収益	△374百万円
④ 過去勤務費用の費用処理額	△256百万円
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	△3百万円
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤)	71百万円
⑦ その他	126百万円
合計 (⑥+⑦)	198百万円

(注)「⑦その他」は、確定拠出年金への要拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
② 割引率	主として 0.53%
③ 期待運用収益率	
確定給付企業年金制度	2.50%
退職給付信託	0.25%
④ 過去勤務費用の額の処理年数	10年 (発生した事業年度から償却)
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生の翌事業年度から償却)

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

(単位 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	TOKYO OHKA KOGYO AMERICA, INC.	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 役員兼任	当社製品の販売	8,342	売掛金	3,576
子会社	台湾東應化股份有限公司	(所有) 直接 70%	当社製品の販売 役員兼任	当社製品の販売	19,192	売掛金	4,599
子会社	TOK尖端材料株式会社	(所有) 直接 90%	当社製品の販売 役員兼任 資金援助	当社製品の販売	15,009	売掛金	5,329
				資金の貸付	-	関係会社短期貸付金	-
				資金の回収	2,410	-	-
				貸付利息	24	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示して、価格交渉の上決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。返済条件は期間1年以内から7年となっており、当該会社と個別に交渉し決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,404円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 393円25銭 |

(注)「東京応化社員持株会信託」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 154千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度 186千株)。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。